

住宅セーフティネットに関する現状と論点

住宅セーフティネットの対象者の考え方について

公営住宅法(昭和26年法律第193号)

○ 公営住宅法の施策対象

「住宅に困窮する低額所得者」(法第1条)

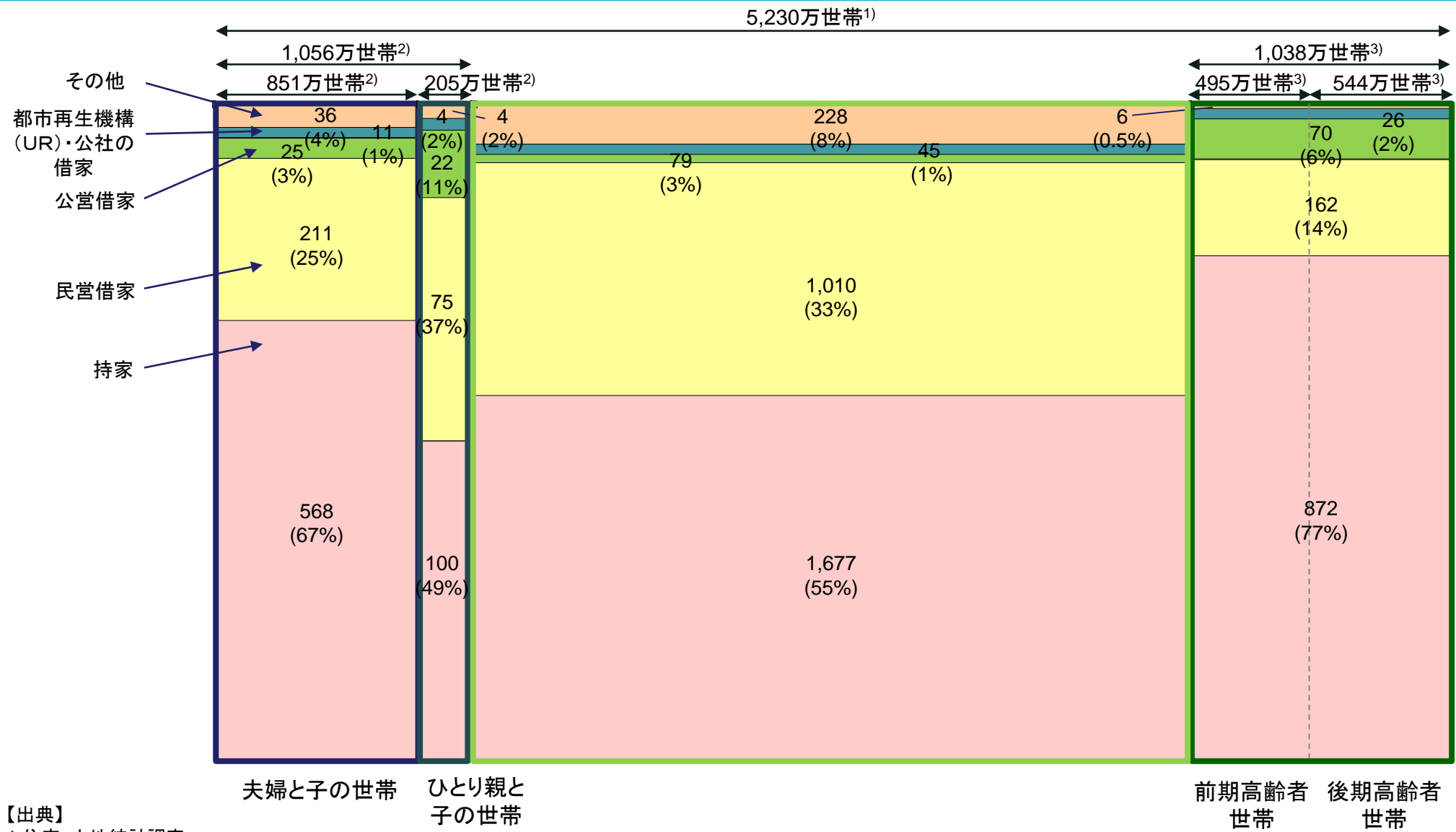
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針(平成19年国土交通省告示第1165号)

住宅確保要配慮者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) **高齢者、障害者**等の居住に適したバリアフリー化された賃貸住宅又は子育てに適したゆとりある面積を有する賃貸住宅等の住宅確保要配慮者の**属性に応じた適切な規模、構造等を有する賃貸住宅が民間賃貸住宅市場において十分に供給されていない**こと、民間賃貸住宅市場において家賃の滞納や紛争発生への不安等から**住宅確保要配慮者の入居が制限される場合がある**こと、**家賃を負担するために必要な収入が十分でない**こと等の**民間賃貸住宅市場において適切な規模、構造等の賃貸住宅を確保することを困難にする特別な事情を有する者**
- (2) 災害によって自らが居住する住宅を失った等の**特別な事情により適切な規模、構造等の賃貸住宅を確保することについて高い緊急性を有する者**

具体的には、**低額所得者、被災者、高齢者、身体障害者**(身体障害者補助犬使用者を含む。)、**知的障害者、精神障害者、母子家庭等の子どもを育成する家庭**のほか、**外国人、中国残留邦人、海外からの引揚者、ホームレス、被生活保護者、失業者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、ハンセン病療養所入所者等、犯罪被害者、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者**等多様な属性の者が含まれ得るが、それぞれの属性の住宅確保要配慮者に対する支援措置の必要性については、各地域における上記住宅確保要配慮者の賃貸住宅の確保に係る困難性及び緊急性の程度や賃貸住宅市場の状況等によるものと考えられる。

世帯の現状(2013年)



【出典】
 1.住宅・土地統計調査
 2.住宅・土地統計調査

グラフ中の数値についても、住宅・土地統計調査による。なお、「夫婦と子の世帯」、「ひとり親と子の世帯」については、世帯主が54歳以下を対象としている。また、高齢者世帯については、「単身高齢者」、「高齢夫婦世帯」を対象としている。

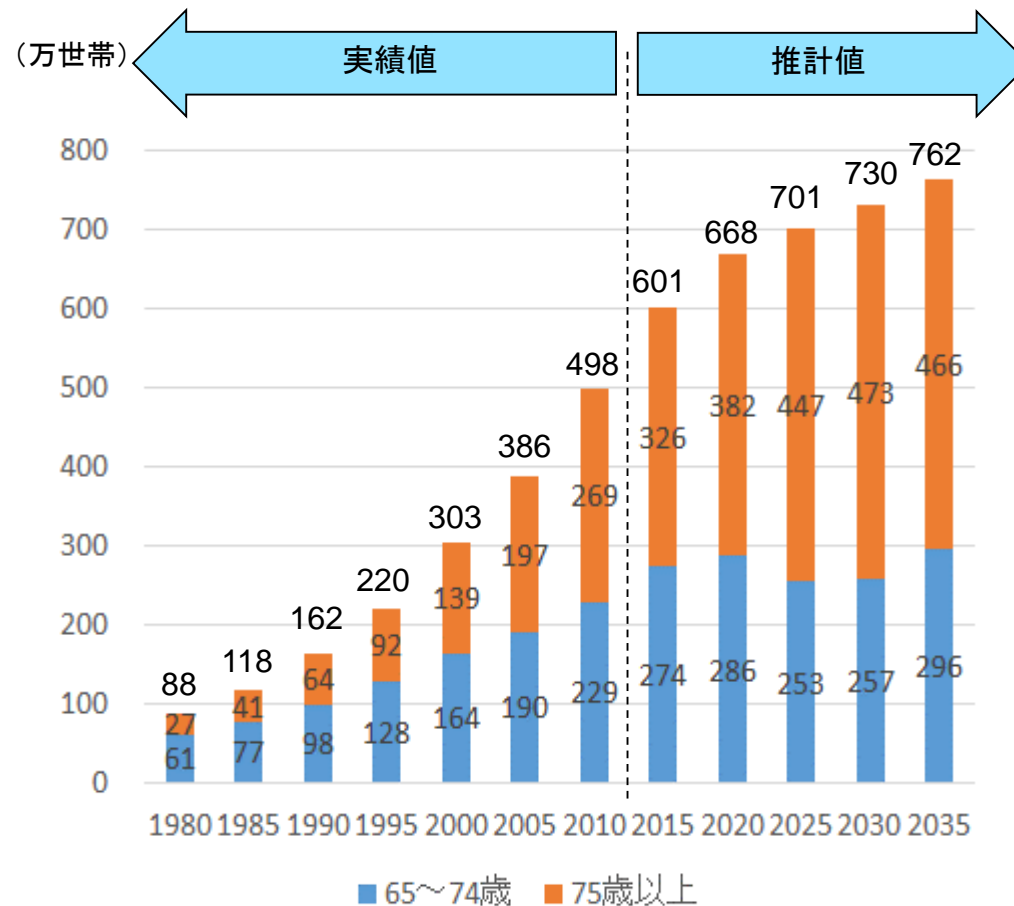
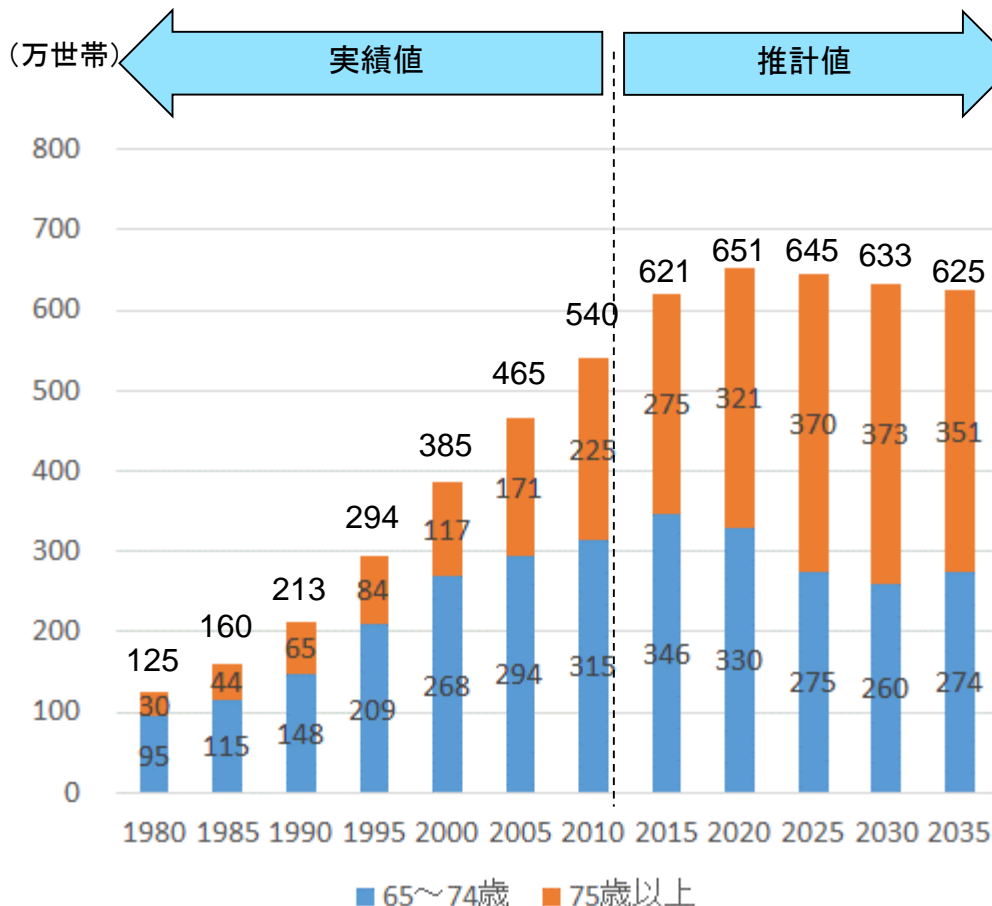
3.国立社会保障・人口問題研究所 『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2014年4月推計) 単身高齢者および高齢夫婦世帯を対象としている(2010年)

高齢者世帯数の推移

高齢者世帯 (2010年：1,038万世帯 ⇒2015年：1,222万世帯 ⇒2025年：1,346万世帯 ⇒2035年：1,388万世帯)
 65歳以上の夫婦世帯 (2010年：540万世帯 ⇒2015年：621万世帯 ⇒2025年：645万世帯 ⇒2035年：625万世帯)
 65歳以上の単身世帯 (2010年：498万世帯 ⇒2015年：601万世帯 ⇒2025年：701万世帯 ⇒2035年：762万世帯)

65歳以上の夫婦世帯

65歳以上の単身世帯



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2013年1月推計)

高齢者世帯の住宅種別推移(粗い試算)

民営借家に住む高齢者世帯 (65歳以上の世帯)

(2013年: 162万世帯 ⇒ 2015年: 175万世帯 ⇒ 2025年: 189万世帯 ⇒ 2035年: 192万世帯)

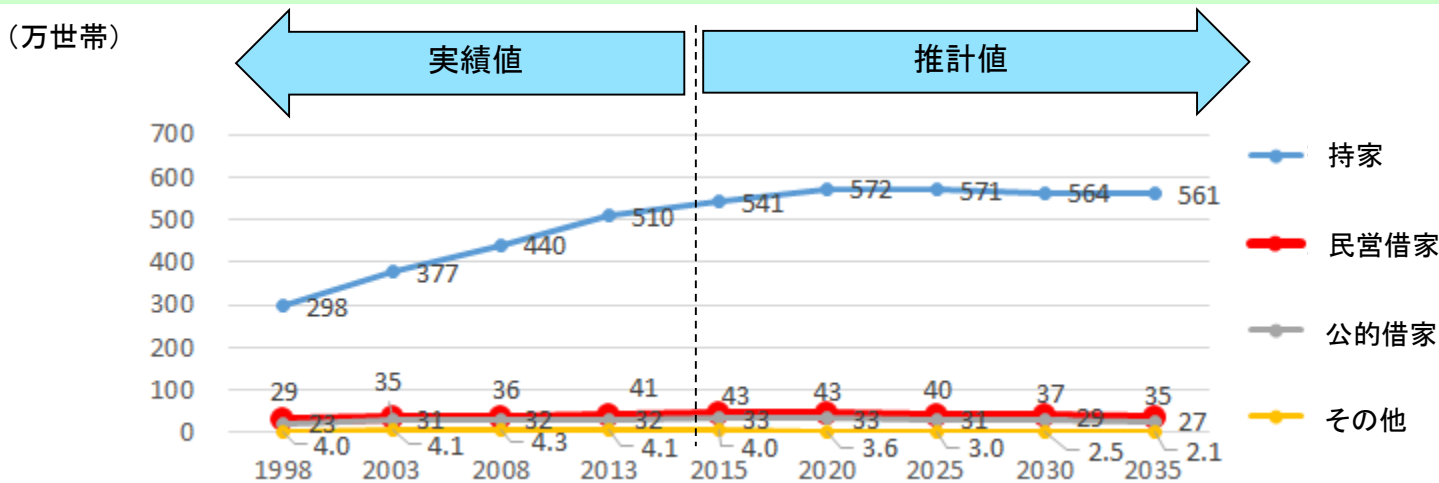
民営借家に住む65歳以上の夫婦世帯

(2013年: 41万世帯 ⇒ 2015年: 43万世帯 ⇒ 2025年: 40万世帯 ⇒ 2035年: 35万世帯)

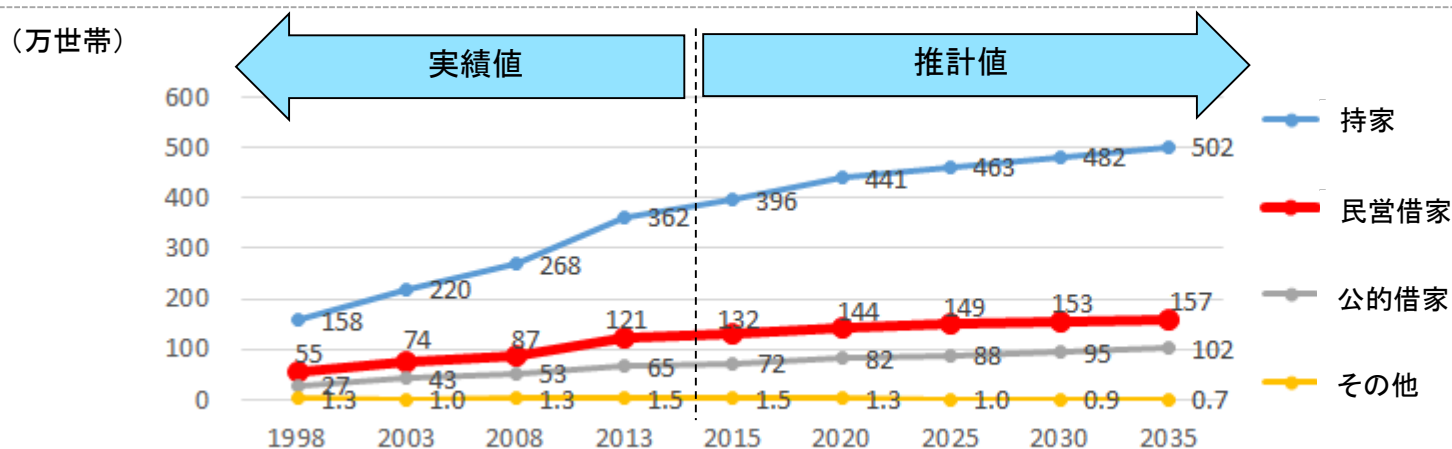
民営借家に住む65歳以上の単身世帯

(2013年: 121万世帯 ⇒ 2015年: 132万世帯 ⇒ 2025年: 149万世帯 ⇒ 2035年: 157万世帯)

65歳以上の夫婦世帯



65歳以上の単身世帯

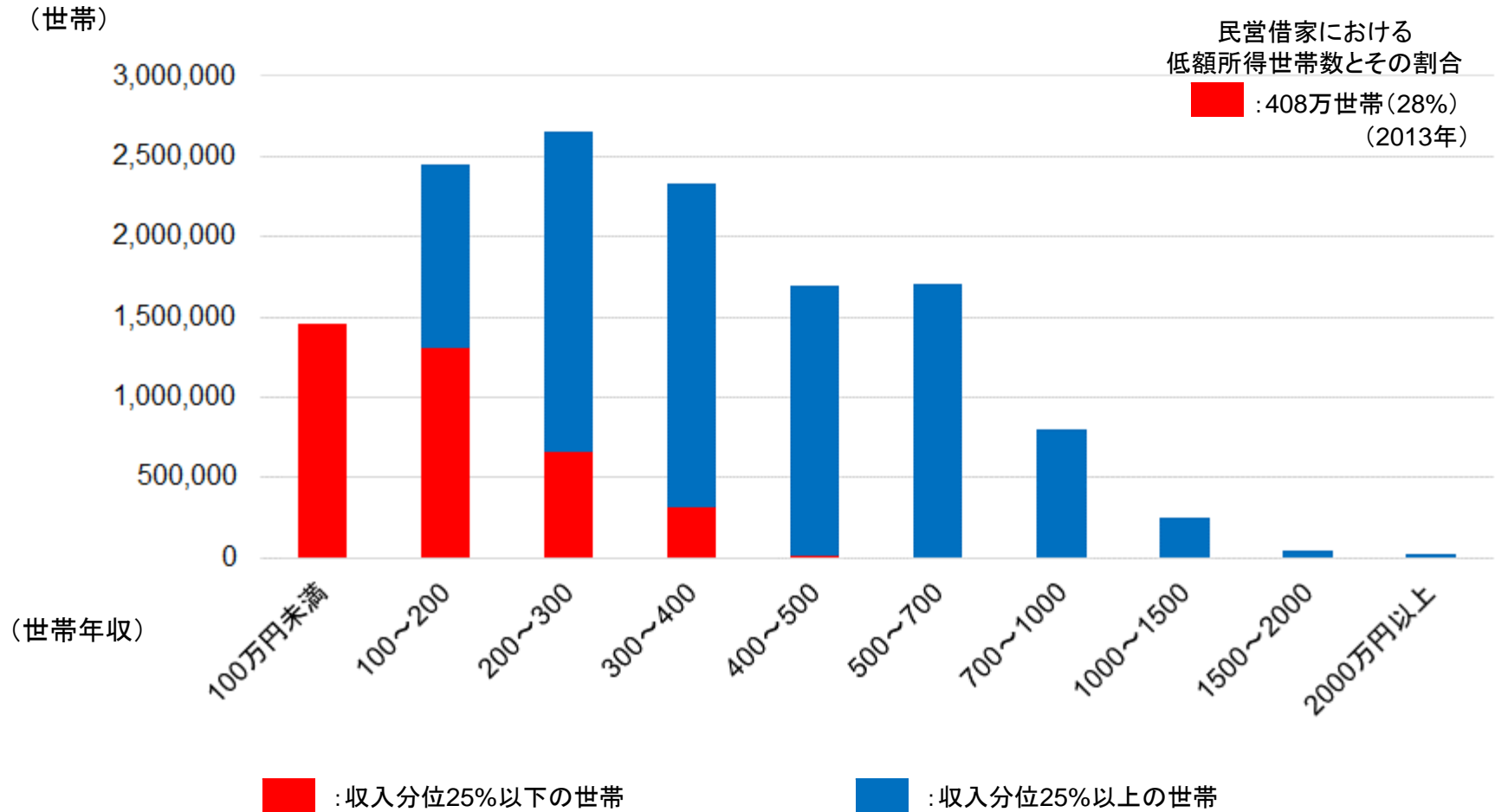


出典:住宅・土地統計調査

注:各世帯の住宅種別の世帯数は、各世帯の将来世帯数と将来の世帯の住宅種別割合より試算。各世帯の将来世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」の将来世帯数を用いている。将来の世帯の住宅種別割合は、1998年から2013年までの住宅種別の年平均変化率を用いて推計した将来の世帯数から、住宅種別の割合に換算した。

民営借家に居住する低額所得世帯(粗い試算)

賃貸住宅に居住する収入分位25%の世帯数 408万世帯 (民営借家に居住する世帯の28%)



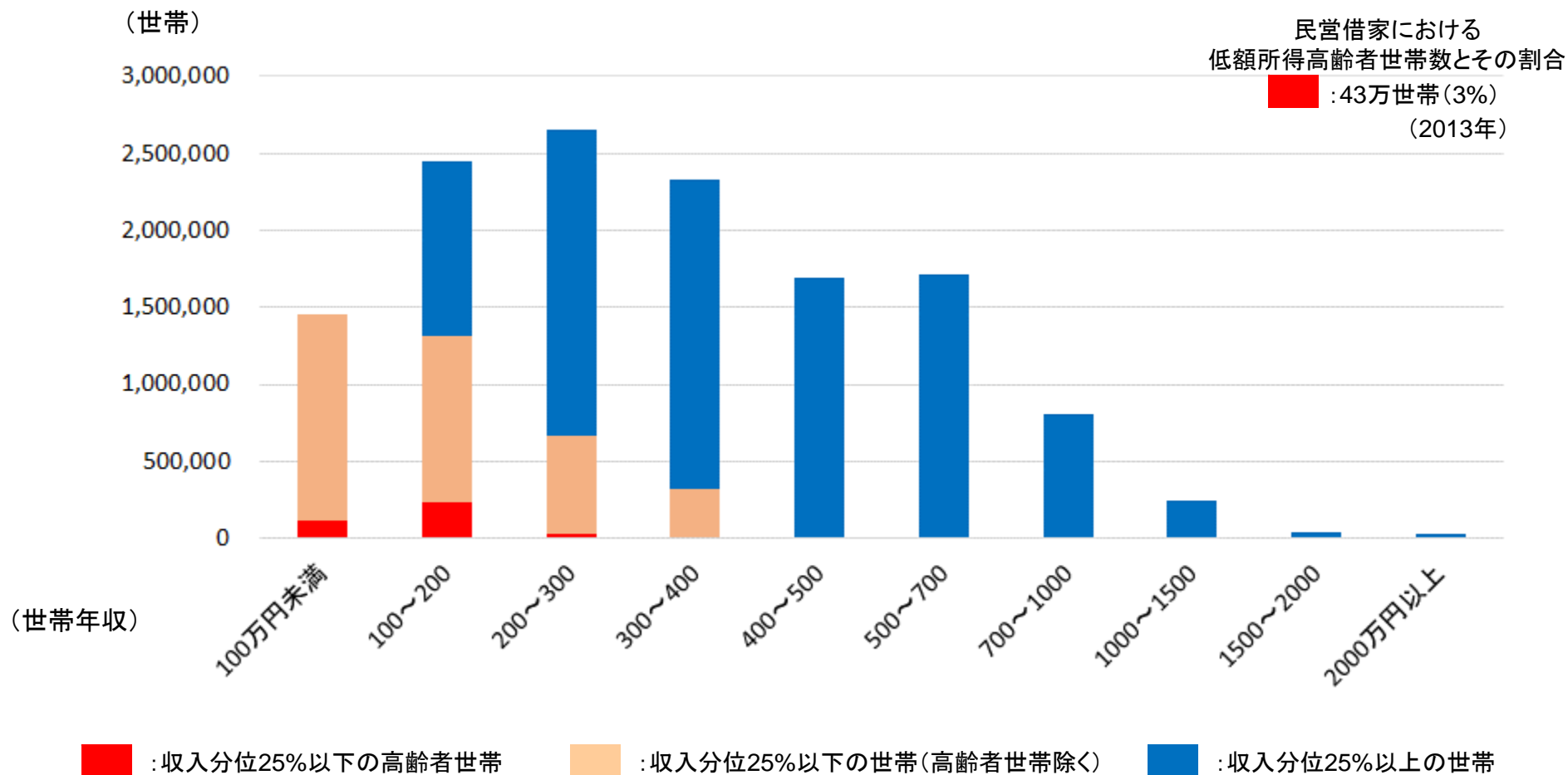
注1 世帯年収毎の世帯数の分布が均等に分布していると仮定している

注2 収入分位25%の世帯数は、住宅・土地統計調査により、世帯人数ごとの世帯年収分布より便宜的に推計し、1人世帯:134万円、2人世帯:227万円、3人世帯:311万円、4人世帯:396万円、5人世帯:408万円、6人世帯:427万円、7人世帯:451万円としている

(出典)平成25年住宅・土地統計調査

民営借家に居住する低額所得世帯(高齢者世帯)(粗い試算)

賃貸住宅に居住する収入分位25%の高齢者世帯数 43万世帯 (民営借家に居住する世帯の3%)



注1 世帯年収毎の世帯数の分布が均等に分布していると仮定している

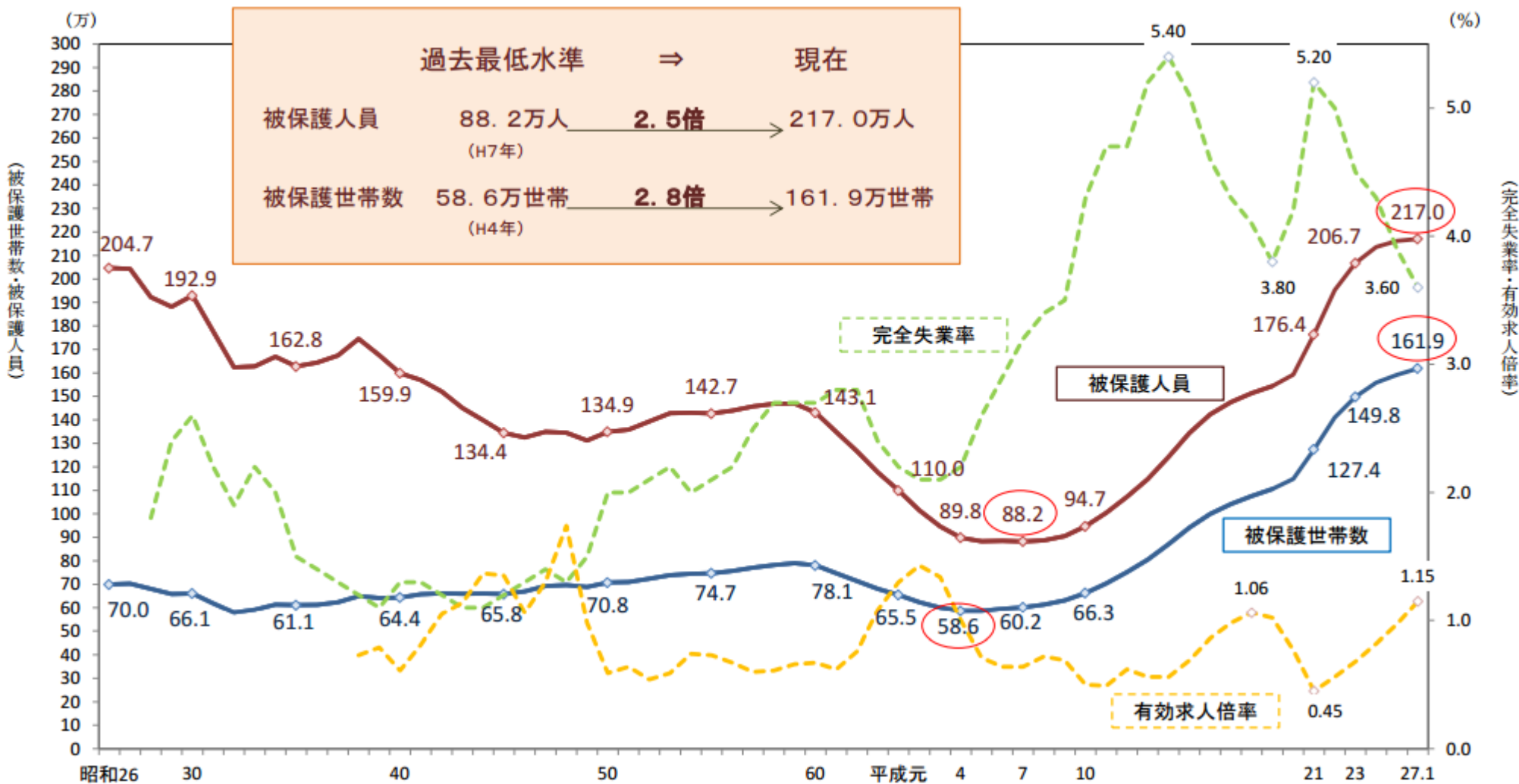
注2 収入分位25%の世帯数は、住宅・土地統計調査により、世帯人数ごとの世帯年収分布より便宜的に推計し、1人世帯:134万円、2人世帯:227万円としている

注3 高齢者世帯は、高齢者夫婦世帯と単身世帯を対象としている。年収別の高齢者単身世帯数については推計を行っており、住宅種別の単身世帯における高齢者世帯の割合と、高齢者単身世帯の年収分布が高齢者夫婦世帯の年収分布と同じと仮定して試算

(出典)平成25年住宅・土地統計調査

被生活保護世帯数の推移

被生活保護世帯 (1992年：59万世帯 ⇒ 2015年：162万世帯)

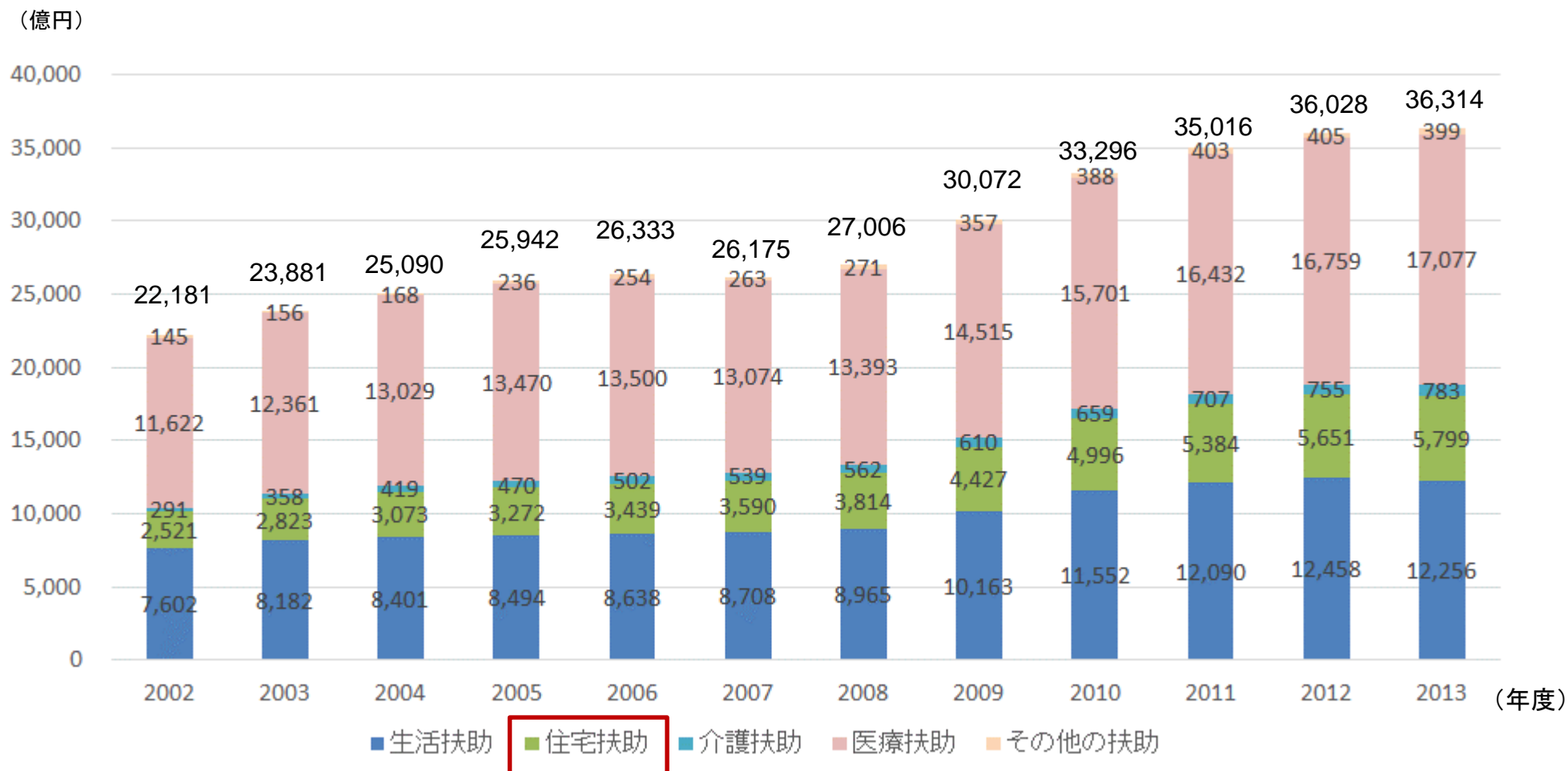


	過去最低水準	⇒	現在
被保護人員	88.2万人 (H7年)	2.5倍	217.0万人
被保護世帯数	58.6万世帯 (H4年)	2.8倍	161.9万世帯

(出典) 被保護人員及び被保護世帯: 厚生労働省「被保護者調査」(2012(H24)年3月以前は「福祉行政報告例」)、有効求人倍率: 厚生労働省「一般職業紹介状況」、完全失業率: 総務省「労働力調査」

生活保護事業費の推移

生活保護事業費 (2005年度 : 25,942億円 ⇒2010年度 : 33,296億円 ⇒2013年度 : 36,314億円)
 住宅扶助 (2005年度 : 3,272億円 ⇒2010年度 : 4,996億円 ⇒2013年度 : 5,799億円)



※1 施設事務費を除く

※2 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

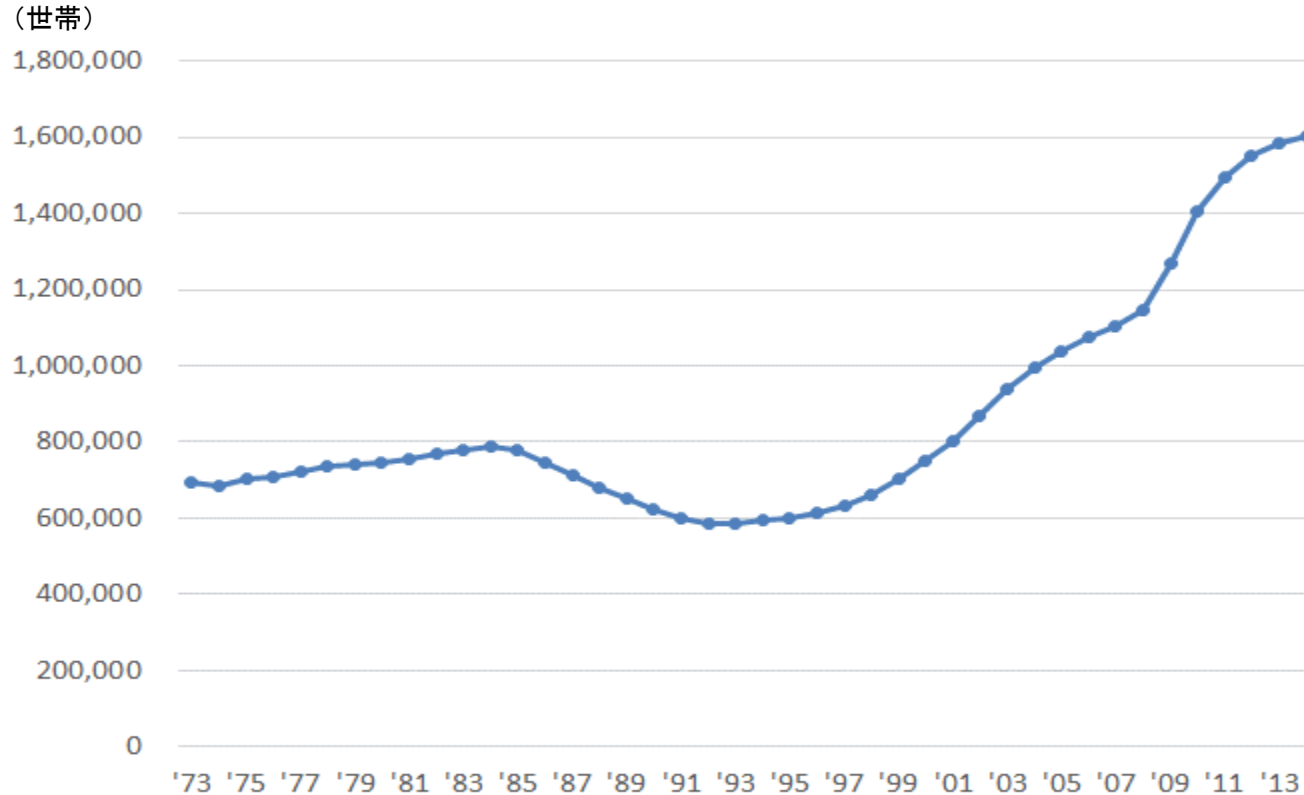
(出典)生活保護費負担金事業実績報告

生活保護受給世帯の推移

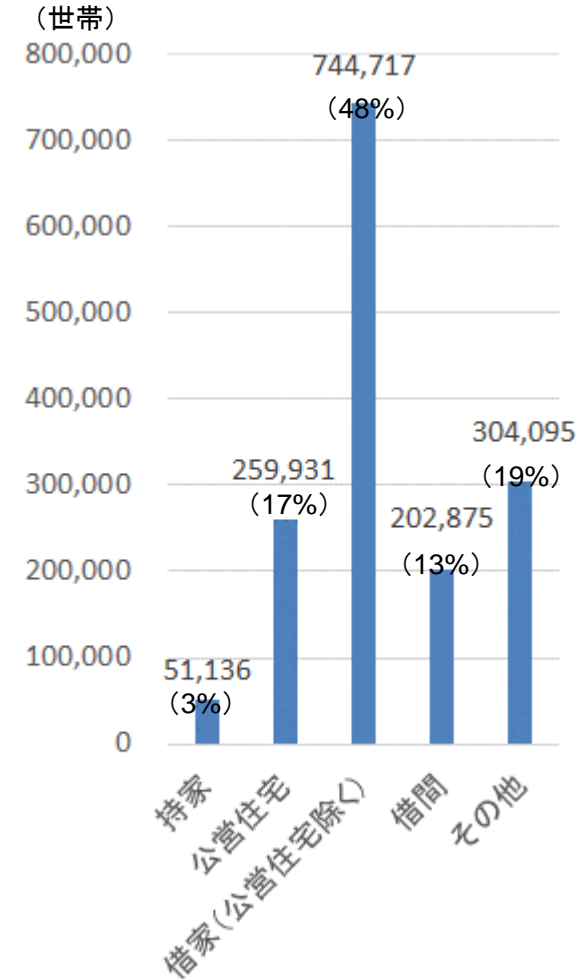
生活保護受給世帯 (2000年：75.0万世帯 ⇒2005年：104.0万世帯 ⇒2010年：140.5万世帯 ⇒2014年：160.4万世帯)

生活保護受給世帯の住宅 (持家：5.1万世帯 公営住宅：26.0万世帯 借家(公営住宅除く)：74.5万世帯) (2013年)

生活保護受給世帯の推移



生活保護受給世帯の住宅の種類(2013年)



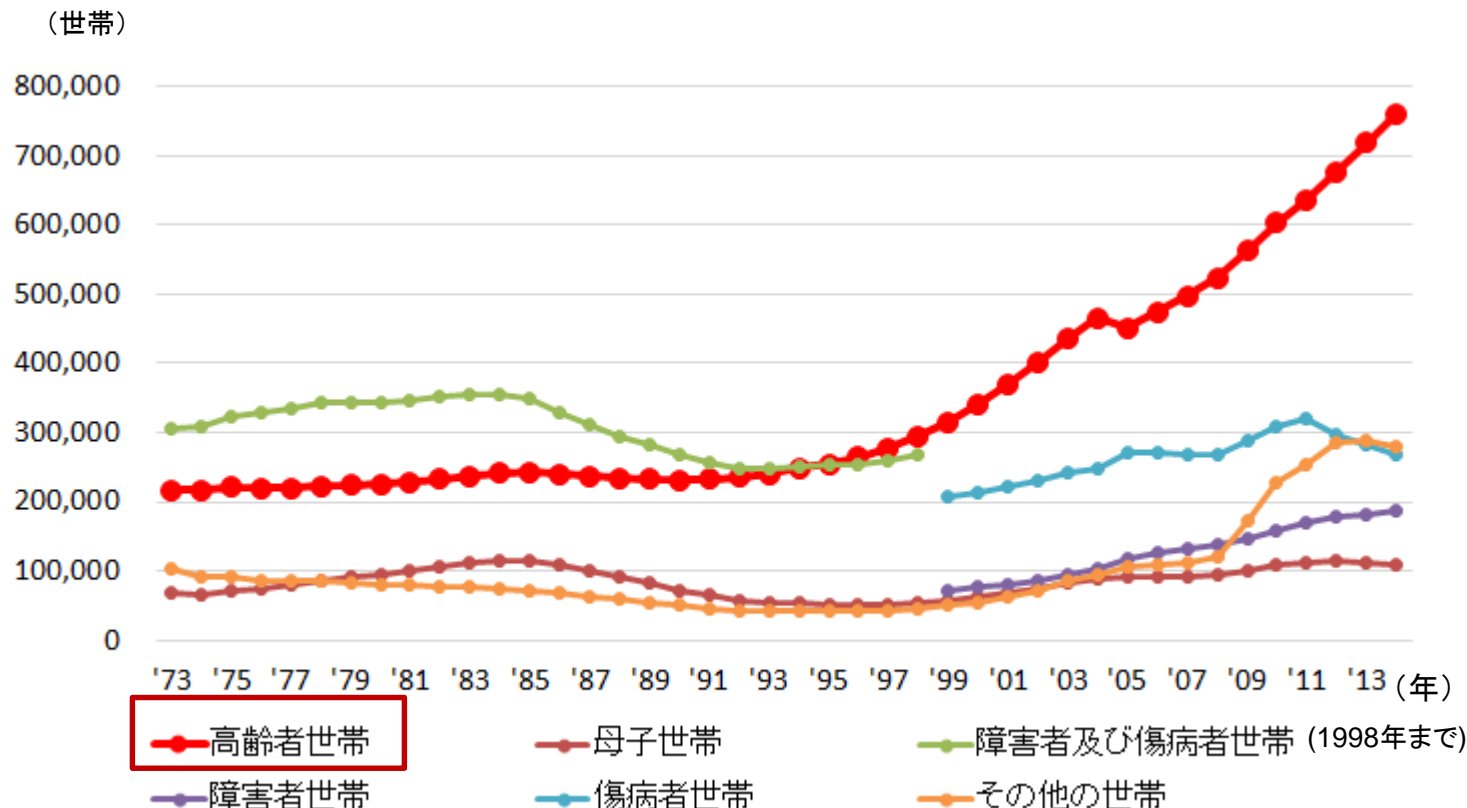
※1 平成26年は速報値

生活保護受給高齢者世帯の推移

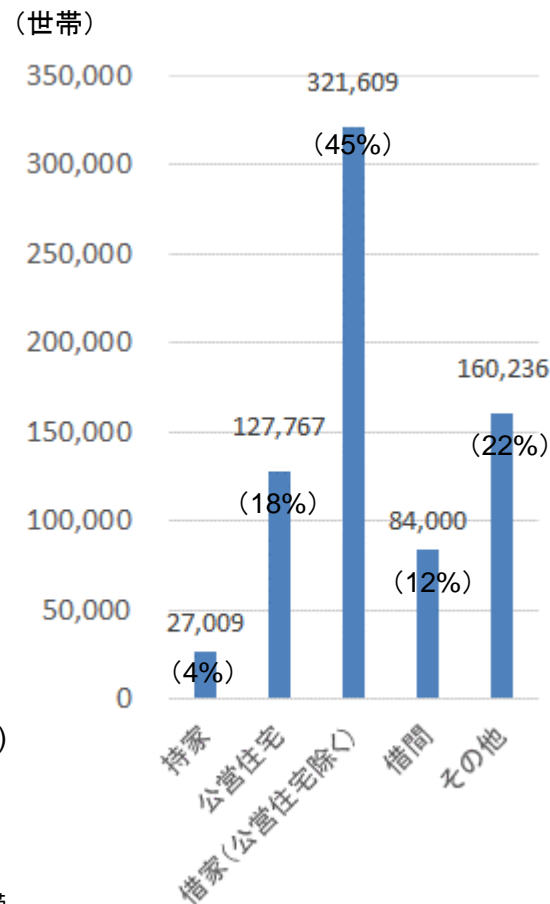
生活保護受給高齢者世帯 (2000年：34.1万世帯 ⇒2005年：45.2万世帯 ⇒2010年：60.4万世帯 ⇒2014年：76.1万世帯)

生活保護受給高齢者世帯の住宅 (持家：2.7万世帯 公営住宅：12.8万世帯 借家(公営住宅除く)：32.2万世帯) (2013年)

生活保護受給世帯の推移



生活保護受給 高齢者世帯の住宅の種類(2013年)



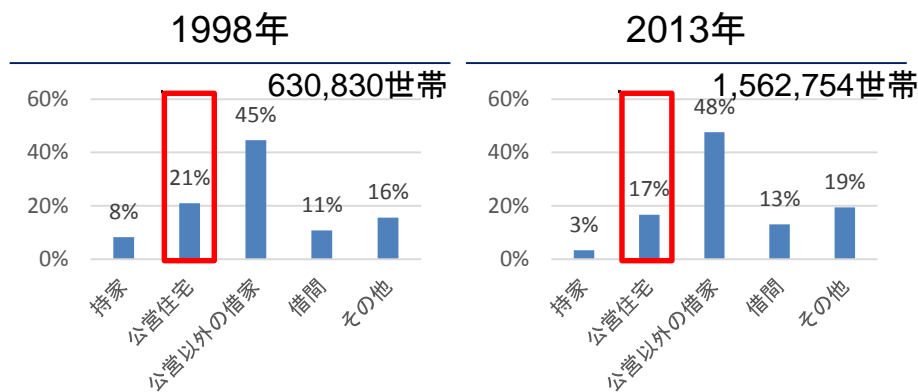
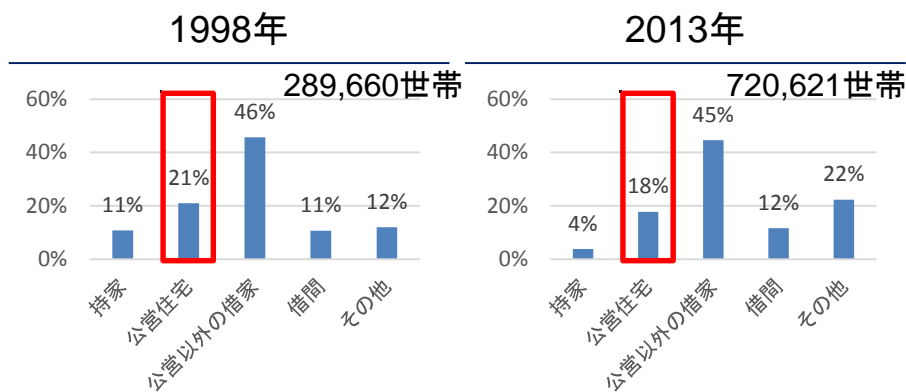
高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
 傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
 その他の世帯：上記以外の世帯
 ※1 平成26年は速報値

生活保護受給高齢者世帯(全国、東京都、山梨県の比較)

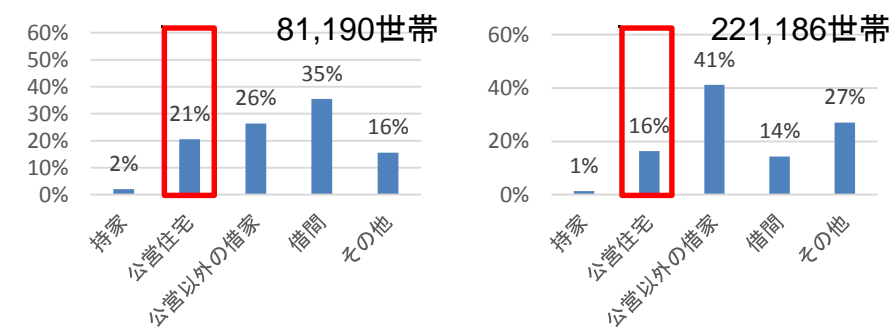
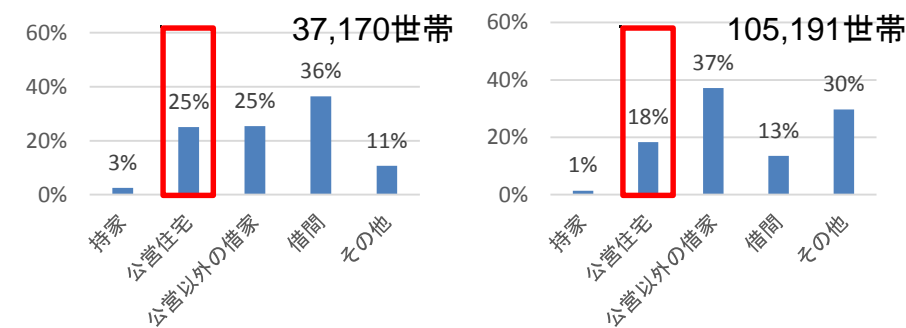
生活保護受給高齢者世帯

(参考)生活保護受給世帯

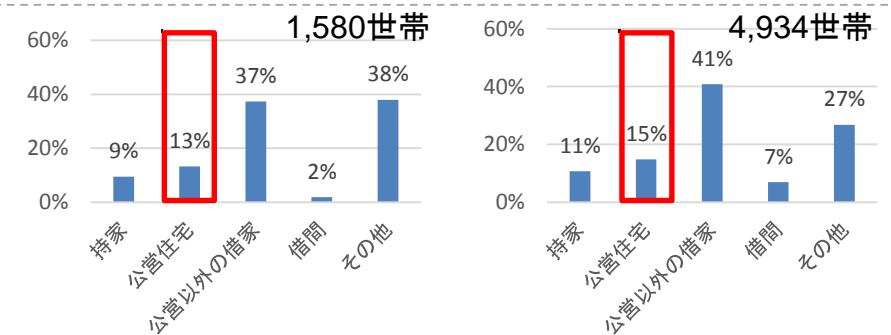
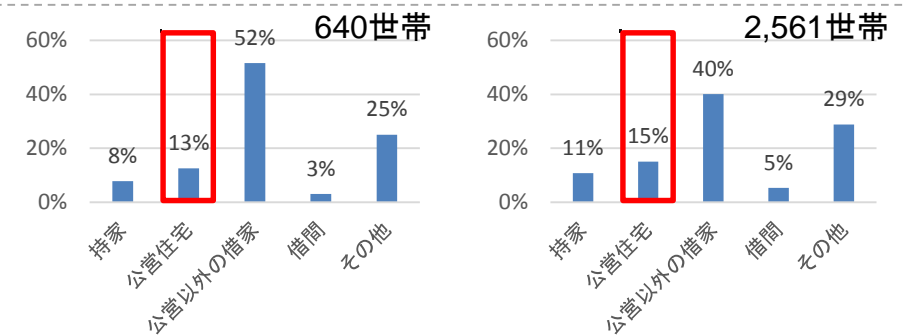
全国



東京都



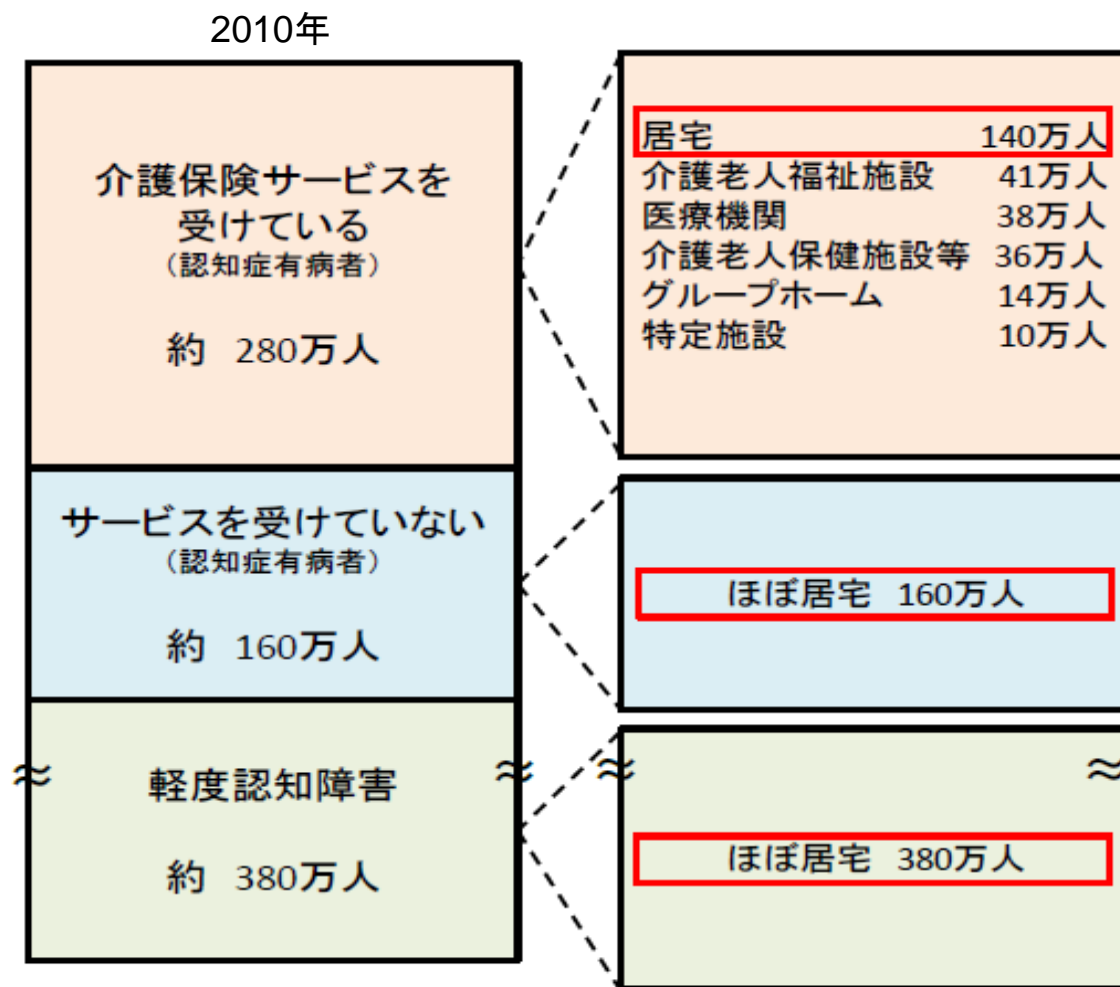
山梨県



注:「その他」は施設入所や入院などを指す
 出典:被保護者調査(厚生労働省)

認知症を持つ高齢者の居場所(第三回勉強会児玉委員発表資料)

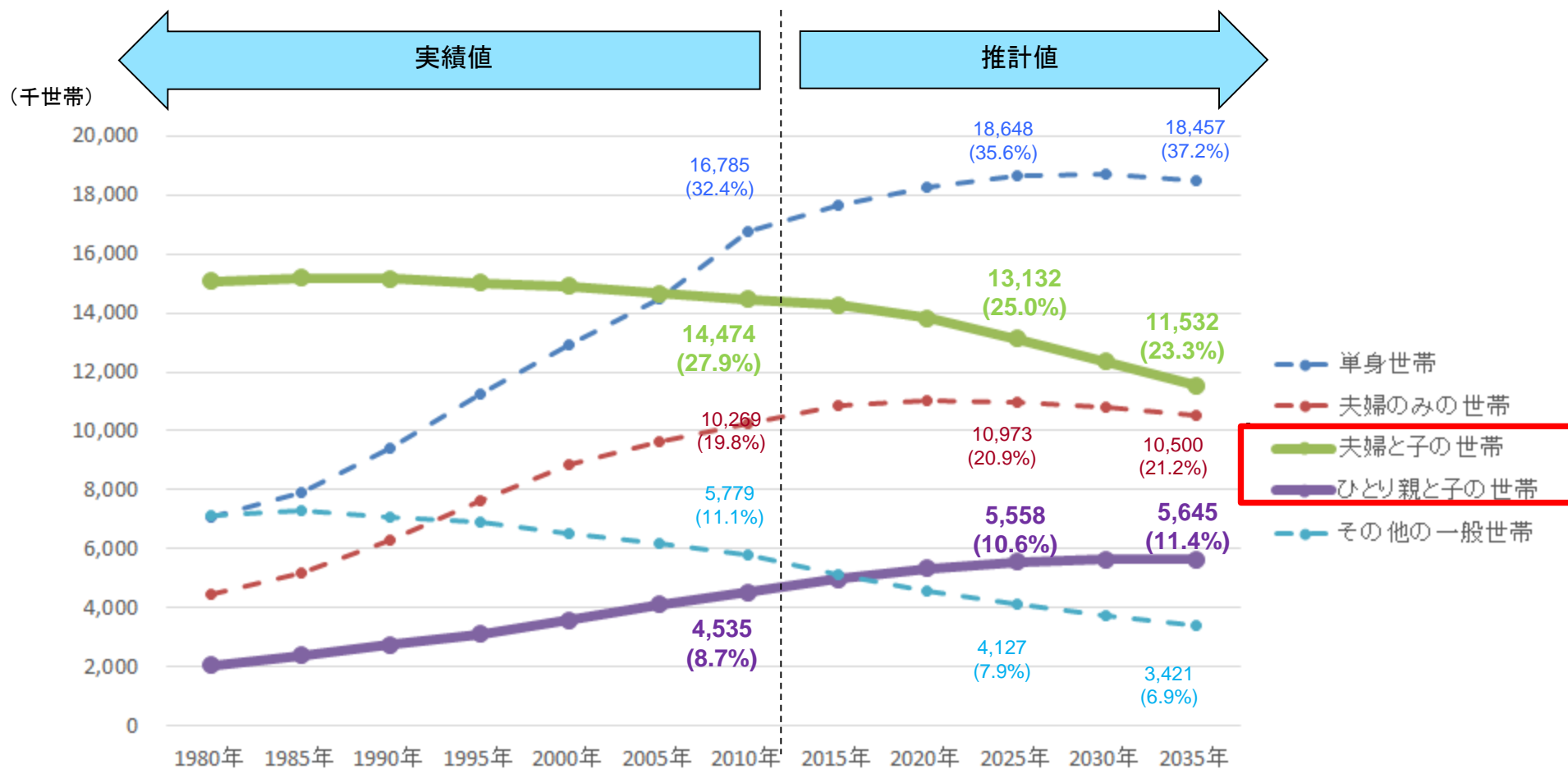
介護保険サービスを受けている認知症有病者 約280万人 (居宅は約140万人)
 介護保険サービスを受けていない認知症有病者 約160万人 (居宅は約160万人)
 軽度認知障害 約380万人 (居宅は約380万人)



- 認知症高齢者は施設に居ると思われがちであるが、認知症高齢者全体の68%が居宅
- 介護保険サービスを受けている認知症高齢者の50%が居宅
- 住宅分野では、居宅の認知症高齢者と軽度認知障害者を支援することが重要

子育て世帯数の推移

子育て世帯 (2010年：1,901万世帯 ⇒2015年：1,925万世帯 ⇒2025年：1,869万世帯 ⇒2035年：1,718万世帯)
夫婦と子の世帯 (2010年：1,447万世帯 ⇒2015年：1,427万世帯 ⇒2025年：1,313万世帯 ⇒2035年：1,153万世帯)
ひとり親と子の世帯 (2010年：454万世帯 ⇒2015年：498万世帯 ⇒2025年：556万世帯 ⇒2035年：565万世帯)



注:「その他の一般世帯」は、夫婦と両親、夫婦とひとり親、夫婦と子どもと親、夫婦と他の親族、夫婦と子どもと他の親族、夫婦と親と他の親族、兄弟姉妹のみからなる世帯や他に分類されない世帯を対象としている

出典: 国立社会保障・人口問題研究所 『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2014年4月推計)

子育て世帯の住宅種別推移(粗い試算)

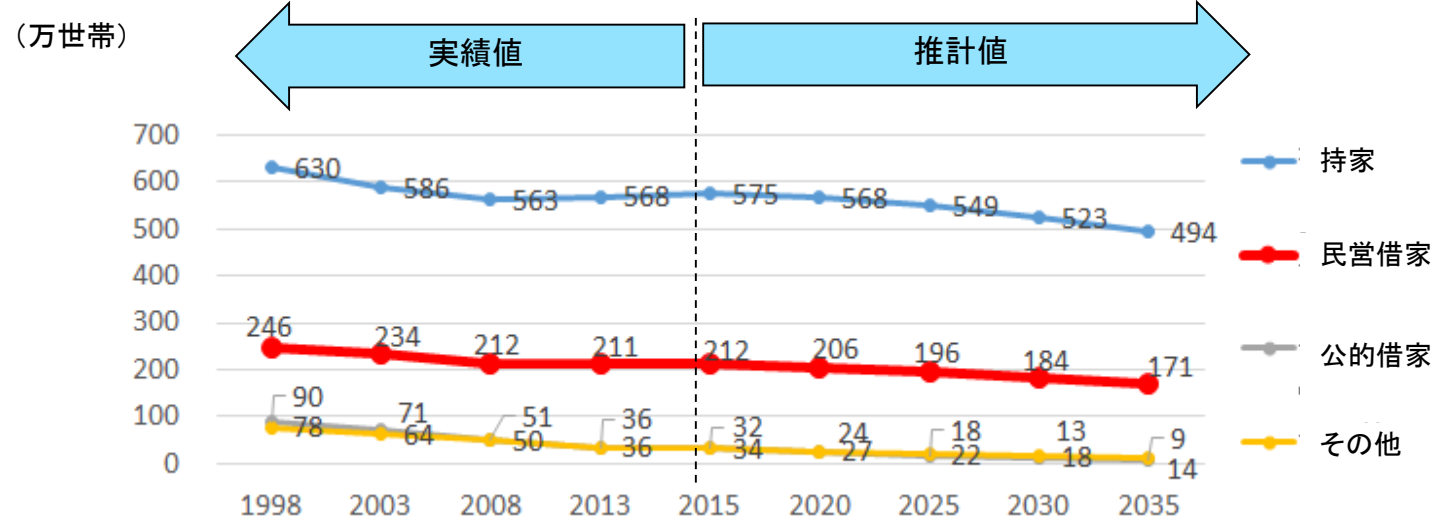
民営借家に住む夫婦と子の夫婦世帯

(2013年：211万世帯 ⇒2015年：212万世帯 ⇒2025年：196万世帯 ⇒2035年：171万世帯)

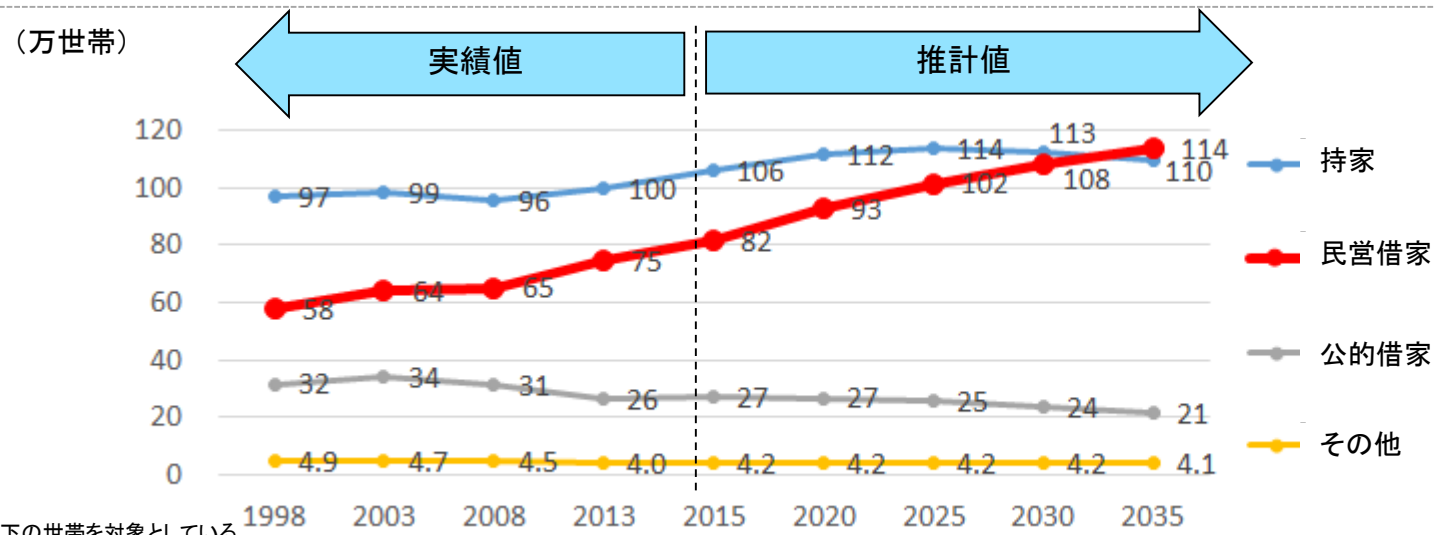
民営借家にひとり親と子の世帯

(2013年：75万世帯 ⇒2015年：82万世帯 ⇒2025年：102万世帯 ⇒2035年：114万世帯)

夫婦と子の世帯



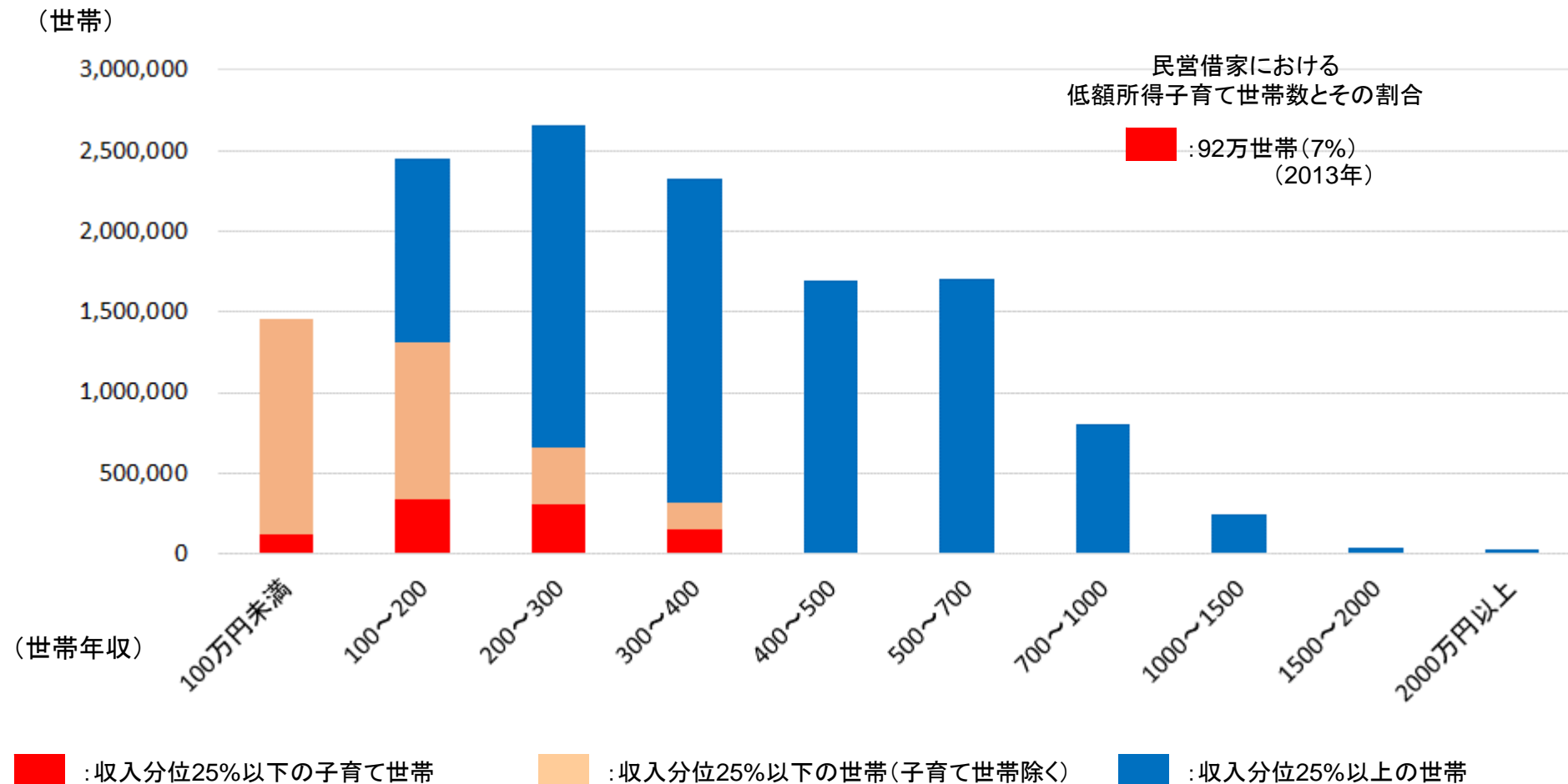
ひとり親と子の世帯



注1 世帯主年齢が54歳以下の世帯を対象としている
 注2 世帯主年齢が54歳以下の各世帯の住宅種別の世帯数は、各世帯の将来世帯数と将来の世帯の住宅種別割合より試算。世帯主年齢が54歳以下の将来世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』の「夫婦と子の世帯」、「ひとり親と子の世帯」の各々について、2010年からの世帯数の伸び率と同じと仮定して試算。将来の世帯の住宅種別割合は、1998年から2013年までの住宅種別の年平均変化率を用いて推計した将来の世帯数から、住宅種別の割合に換算した。

民営借家に居住する低額所得世帯(子育て世帯)(粗い試算)

賃貸住宅に居住する収入分位25%の子育て世帯数 92万世帯 (民営借家に居住する世帯の7%)



注1 世帯年収毎の世帯数の分布が均等に分布していると仮定している

注2 世帯主年齢が54歳以下の世帯を対象としている

注3 収入分位25%の世帯数は、住宅・土地統計調査により、世帯人数ごとの世帯年収分布より便宜的に推計し、1人世帯:134万円、2人世帯:227万円、3人世帯:311万円、4人世帯:396万円、5人世帯:408万円、6人世帯:427万円、7人世帯:451万円としている

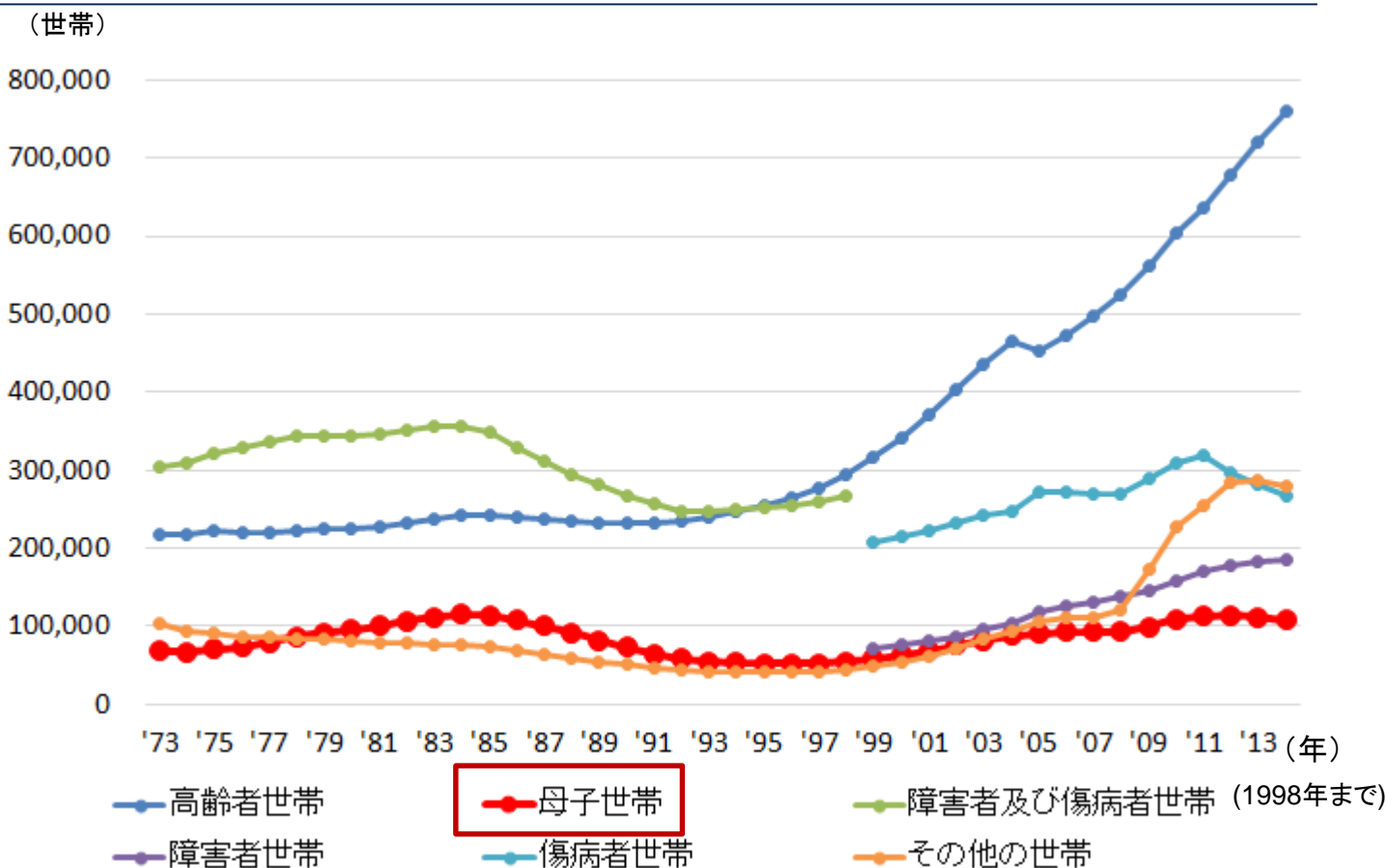
注4 年収別の子育て世帯数は、住宅種別ごとの子育て世帯の割合と、住宅種別ごとの子育て世帯のうち世帯主年齢が54歳以下の割合を掛け合わせて試算
(出典)平成25年住宅・土地統計調査

生活保護受給母子世帯の推移

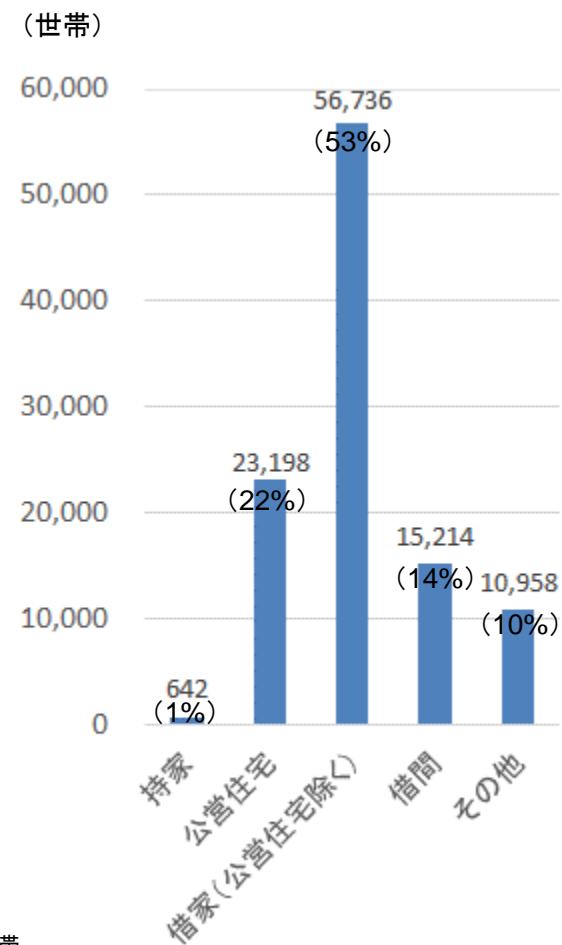
生活保護受給母子世帯 (2000年: 6.3万世帯 ⇒ 2005年: 9.1万世帯 ⇒ 2010年: 10.9万世帯 ⇒ 2014年: 10.8万世帯)

生活保護受給母子世帯の住宅 (持家: 0.1万世帯 公営住宅: 2.3万世帯 借家(公営住宅除く): 5.7万世帯) (2013年)

生活保護受給世帯の推移



生活保護受給母子世帯の住宅の種類(2013年)



高齢者世帯: 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯: 死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯: 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯: 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯: 上記以外の世帯

※1 平成26年は速報値

生活保護受給母子世帯(全国、東京都、山梨県の比較)

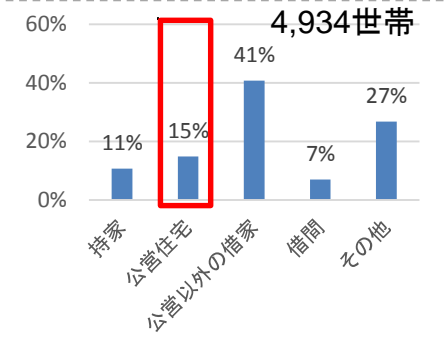
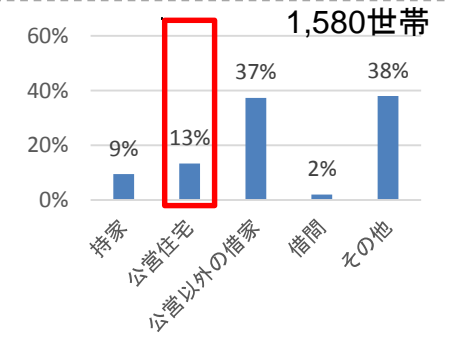
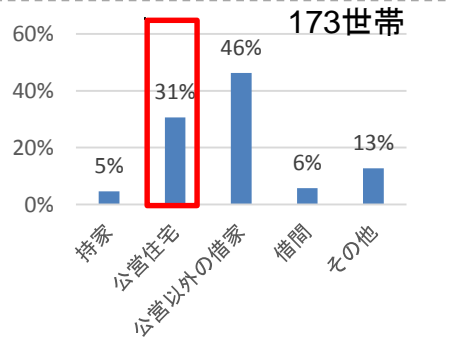
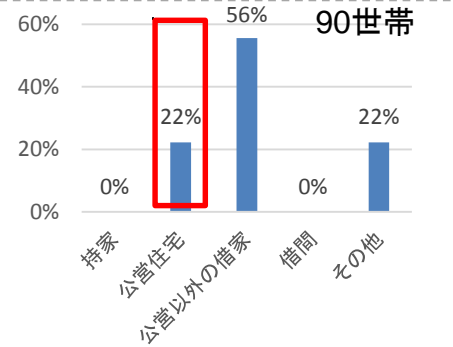
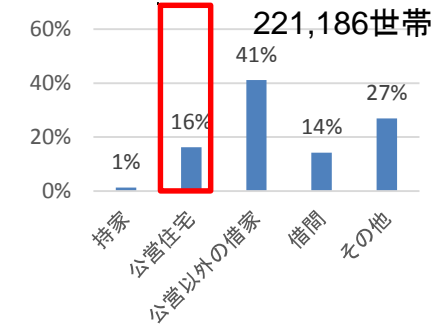
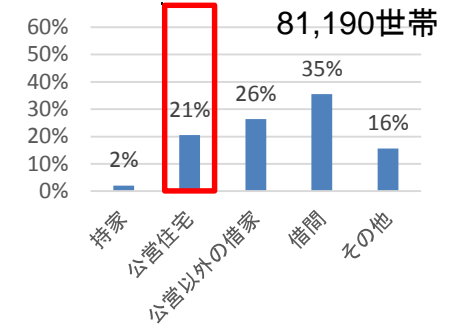
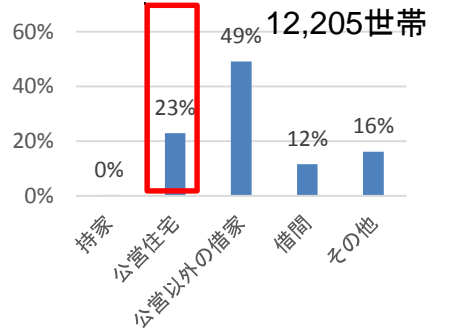
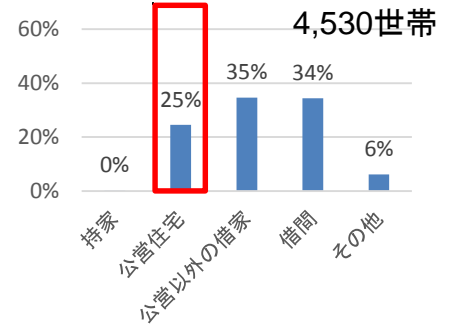
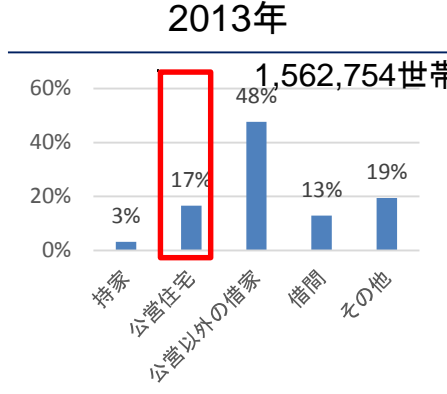
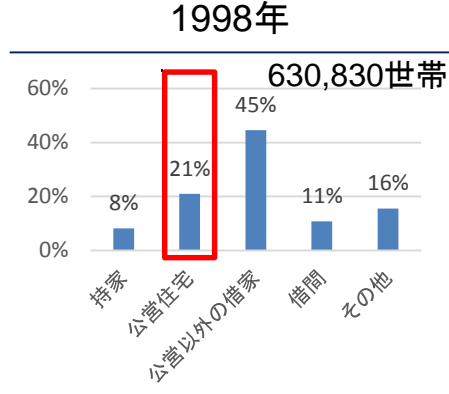
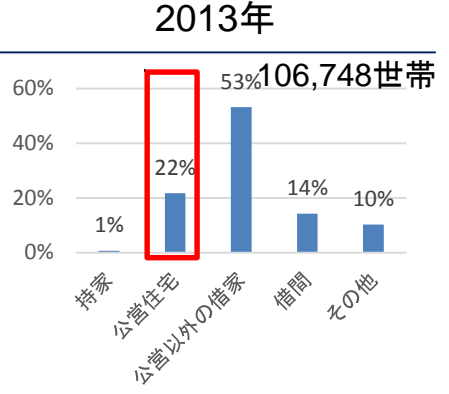
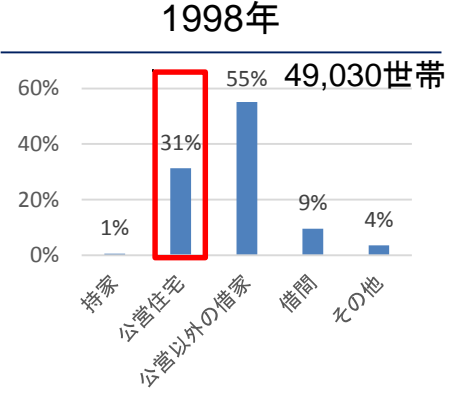
生活保護受給母子世帯

(参考)生活保護受給世帯

全国

東京都

山梨県

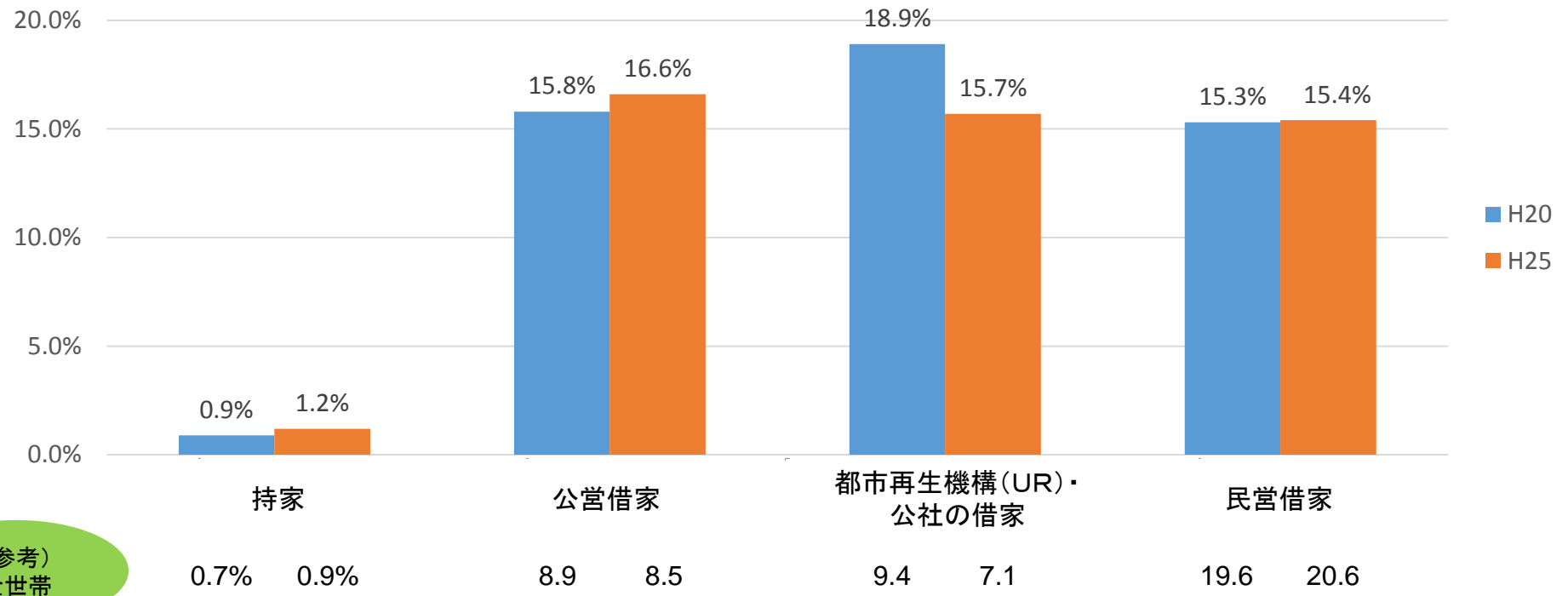


注:「その他」は施設入所や入院などを指す
出典:被保護者調査(厚生労働省)

最低居住面積水準未満の子育て世帯の割合

最低居住面積水準（例：3-5歳児のいる3人世帯は35㎡）に満たない広さで住まう世帯の所有関係別 比率

持家	(2008年：0.9% ⇒ 2013年：1.2%)	公営借家	(2008年：15.8% ⇒ 2013年：16.6%)
	約5.7万戸		約7.1万
			約7.9万
			約6.1万
UR/公社借家	(2008年：18.9% ⇒ 2013年：15.7%)	民営借家	(2008年：15.3% ⇒ 2013年：15.4%)
	約3.1万戸		約37.8万
			約38.5万



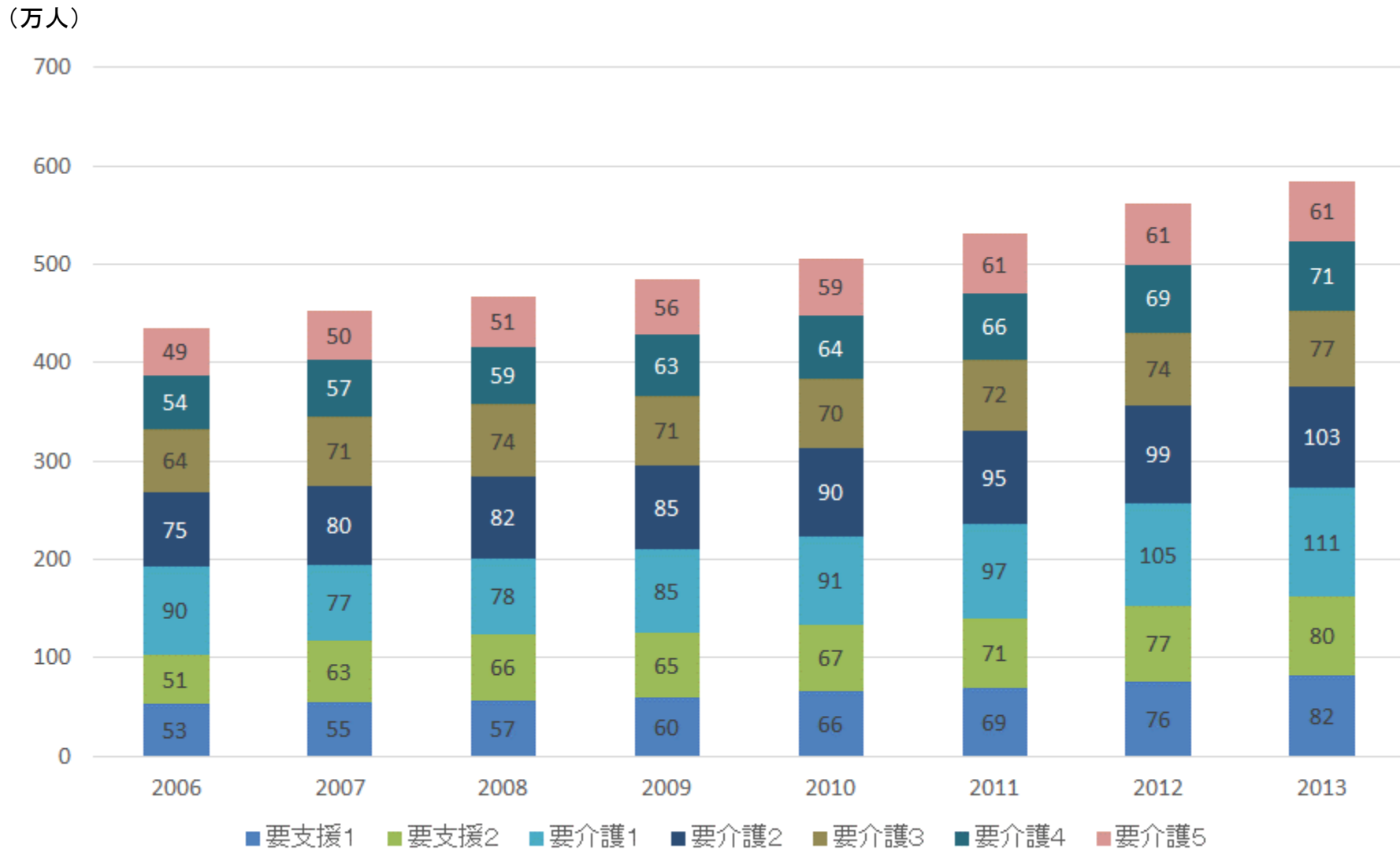
注：ここでいう『子育て世帯』は、「家計を主に支える者」「その配偶者」以外に18歳未満の者がおり、かつ世帯主が54歳以下の世帯。

最低居住面積水準は、住生活基本計画(全国計画)において定義されたものに準ずる。

出典：「住宅・土地統計調査」に基づく国土交通省 独自集計

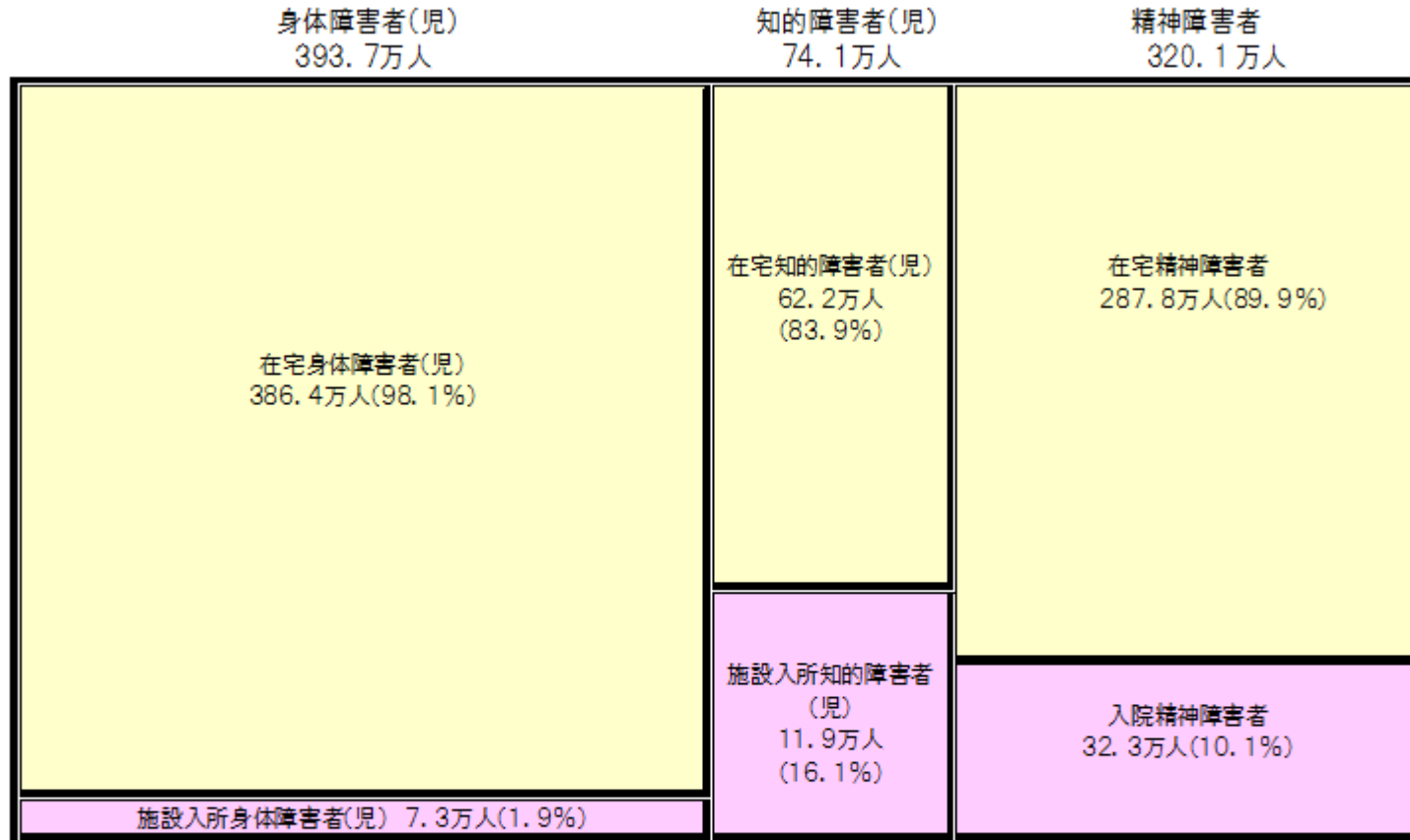
要介護(要支援)認定者数の推移

要介護(要支援)認定者数 (2006年: 436万人 ⇒ 2010年: 506万人 ⇒ 2013年: 584万人)



障害者数の現状

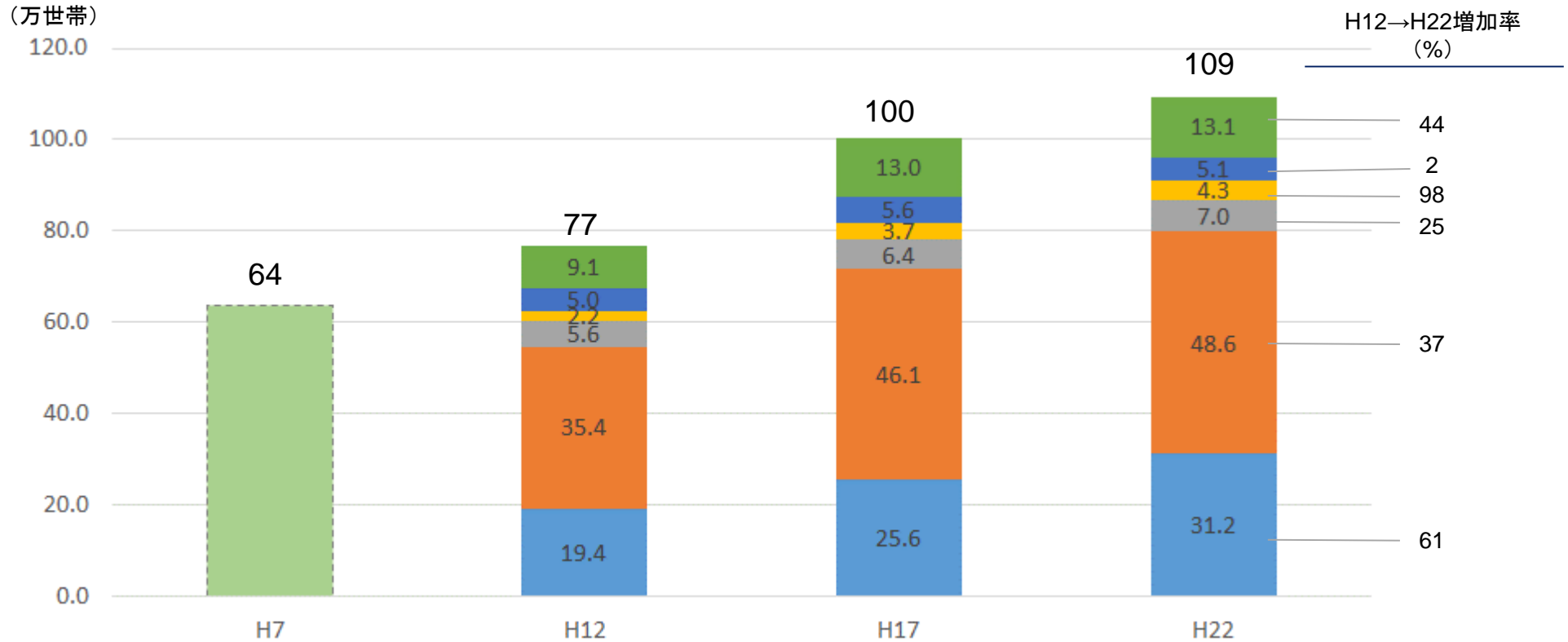
障害者数	(2011年：788万人)	うち在宅：736万人、施設入所：52万人)
身体障害者	(2011年：394万人)	うち在宅：386万人、施設入所：7万人)
知的障害者	(2011年：74万人)	うち在宅：62万人、施設入所：12万人)
精神障害者	(2011年：320万人)	うち在宅：288万人、施設入所：32万人)



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
 ※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。
 ※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。
 ※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
 ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

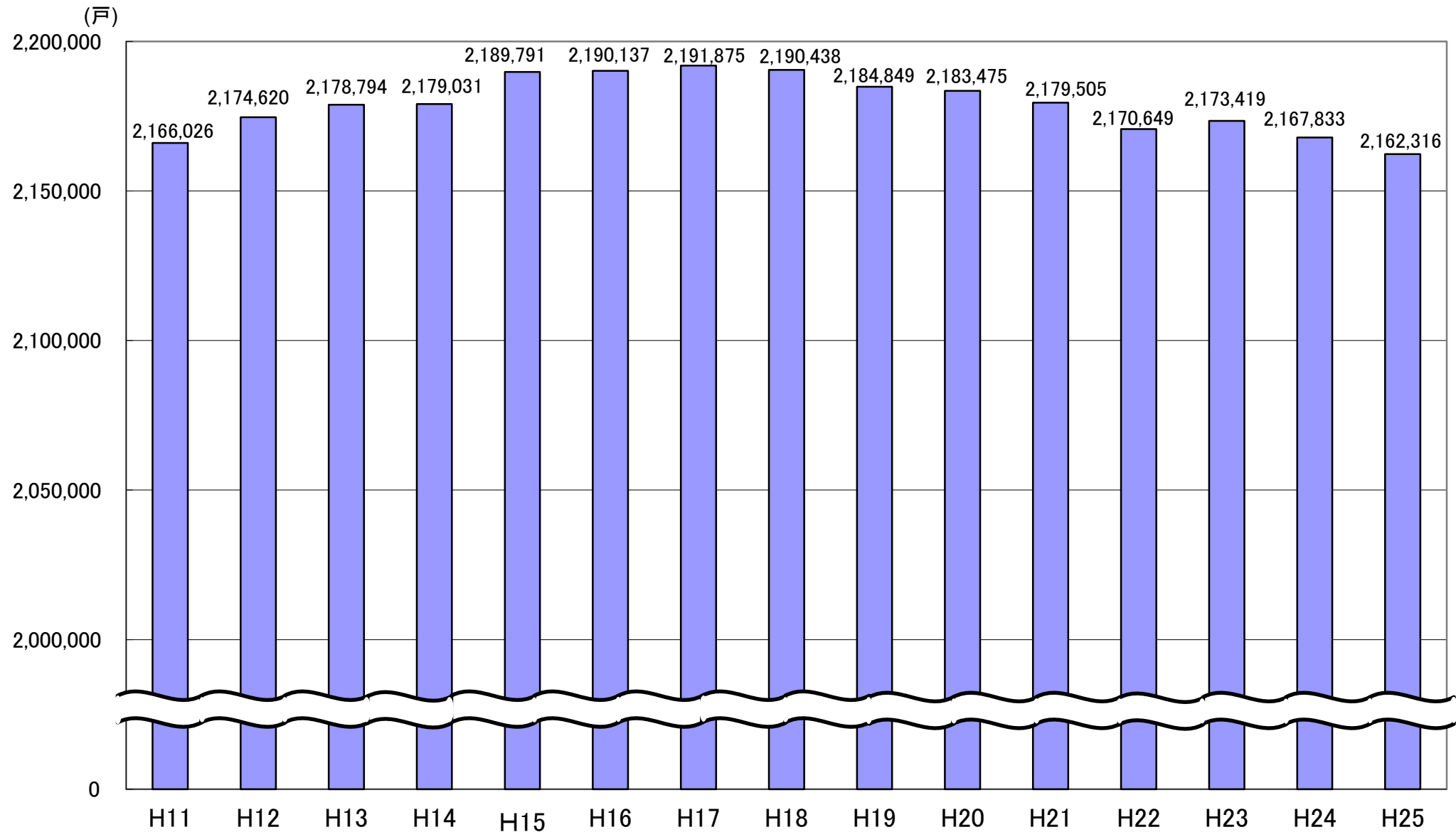
外国人のいる一般世帯数推移

外国人世帯（1995年：64万世帯 ⇒ 2000年：77万世帯 ⇒ 2005年：100万世帯 ⇒ 2010年：109万世帯）
外国人世帯の住宅の種類（持家：31万世帯 民営借家：49万世帯 公営借家：7万世帯）
 （都市再生機構・公社借家：4万世帯 給与住宅：5万世帯）



注：平成7年については、住宅種別の内訳なし
 「その他」は、間借り、住宅以外に住む一般世帯を指す
 (出典)国勢調査

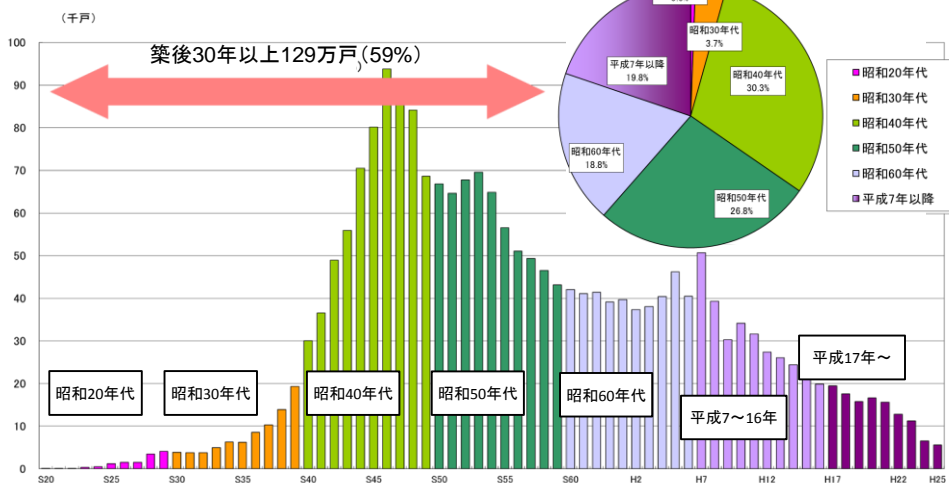
公営住宅の管理戸数の推移



※ 平成22年度については、東日本大震災の影響により一部の事業主体において調査未実施
(当該事業主体分の平成21年度末の管理戸数は約4,600戸)

公的賃貸住宅ストックの維持管理・更新

① 公営住宅ストックの建設年度別分布



公営住宅のストック戸数(H26.3末現在):216万戸

② 公営住宅の供給実績(平成26年度)

・供給実績 21,671戸

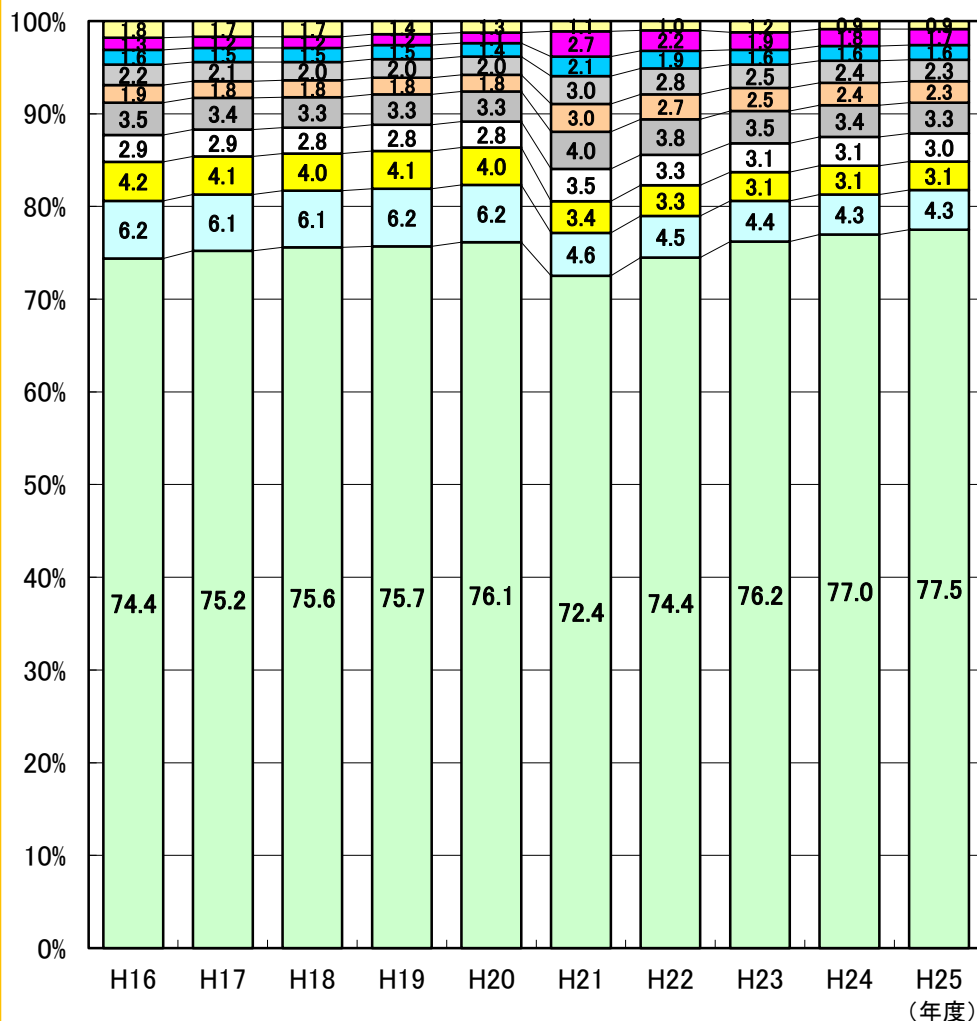
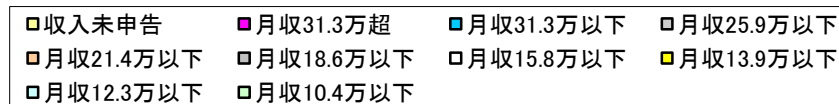
(うち建て替え 13,951戸 うち新規 7,720戸)

③ 公営住宅の応募倍率(平成25年度)

・全国平均 6.6倍

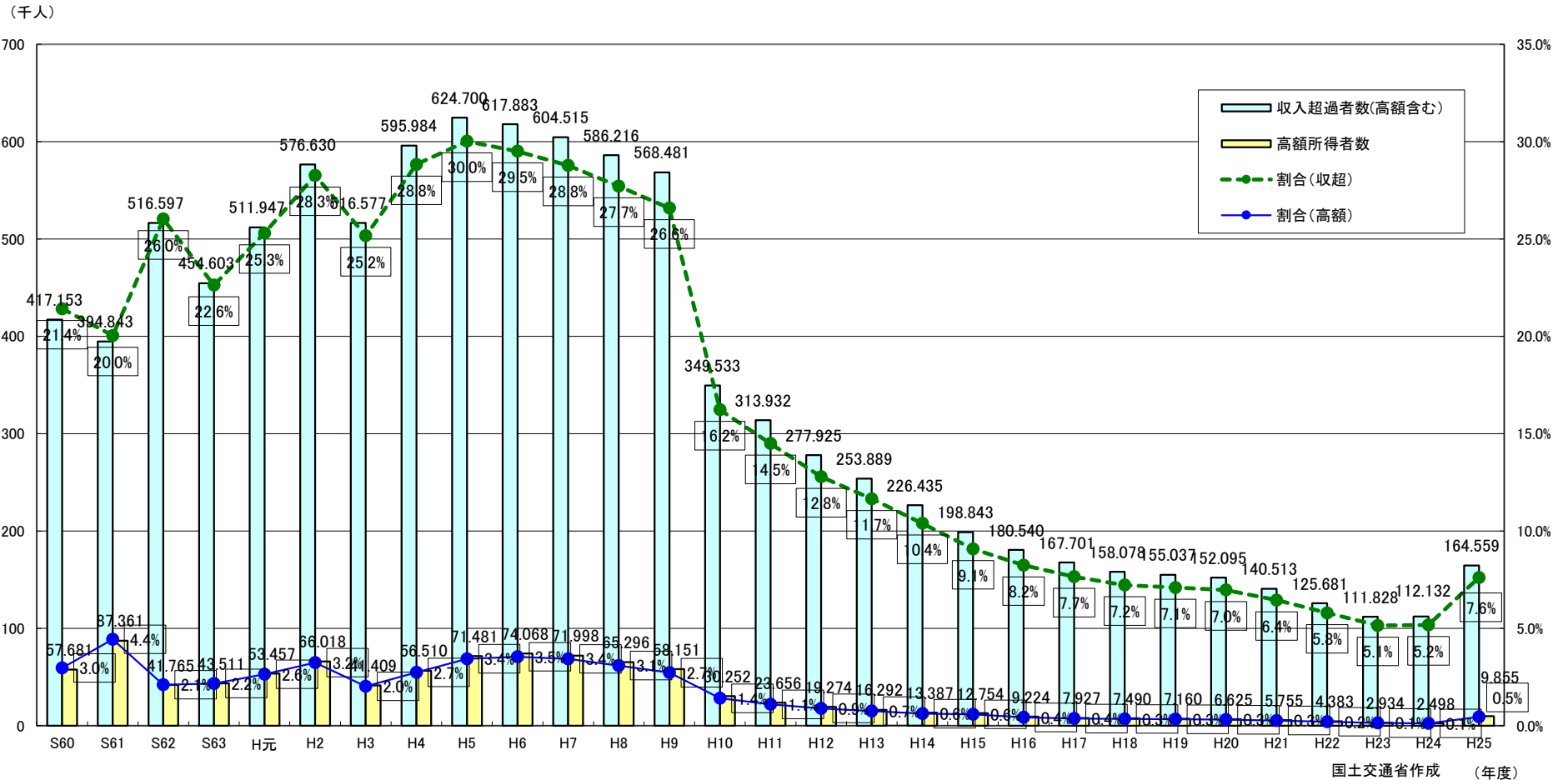
(東京都 23.6倍 大阪府 11.6倍)

④ 入居者の収入(同居者の所得を含む)

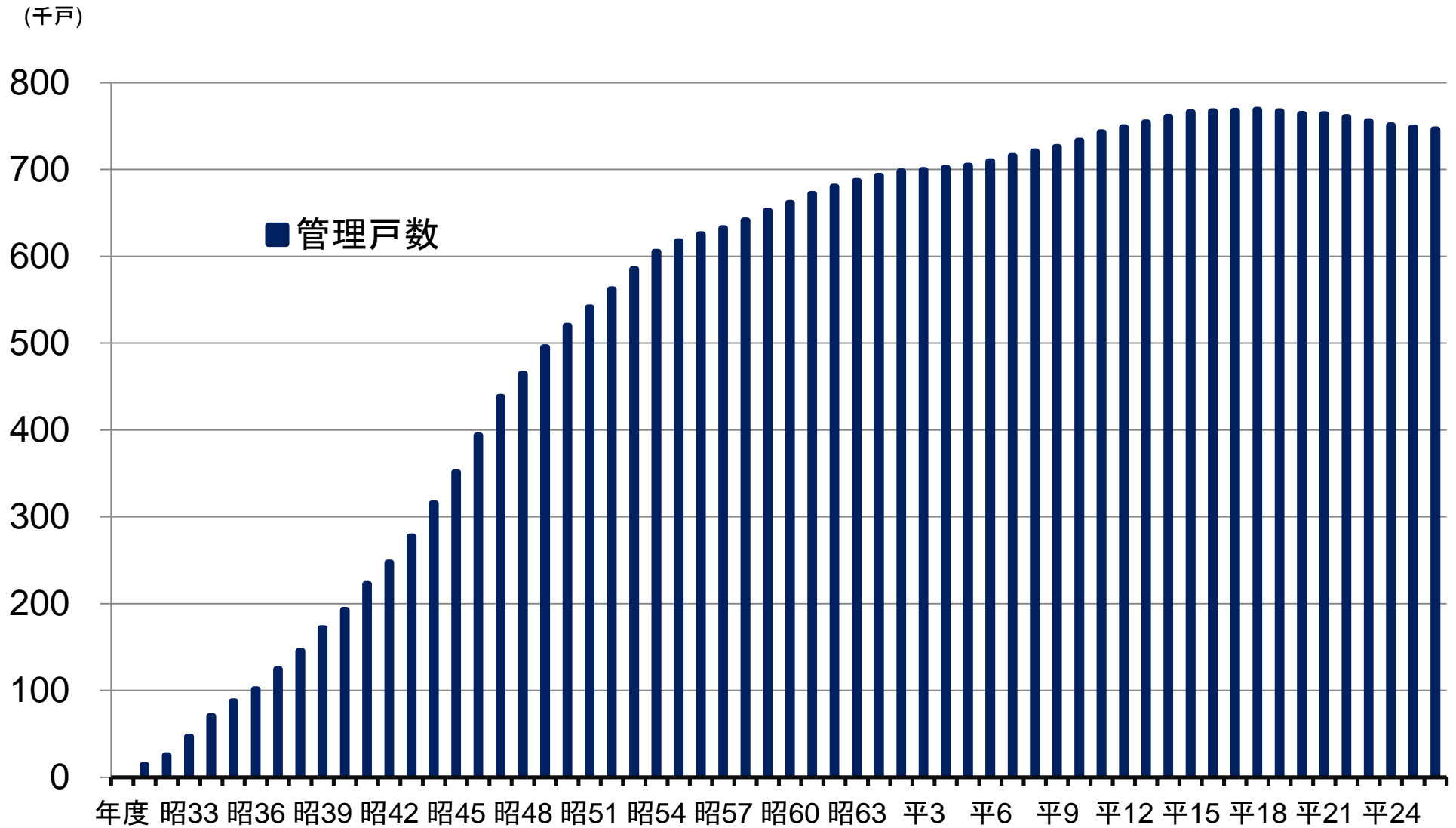


収入超過者等の入居の状況

- 収入超過者(高額所得者を含む。)は、平成6年度に全体の30%に至った後減少傾向にある。
- なお、平成19年の入居収入基準等の見直しに伴う経過措置の終了(平成25年度)により、平成25年度は約8%



「収入超過者」： 公営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ事業主体が条例で定めた収入基準を超えた者(基準は政令月収25万9千円を上限として事業主体が設定)。
 「高額所得者」： 公営住宅に引き続き5年以上入居し、かつ最近2年間の月収が政令に定める基準額(31万3千円)を超える者。



地域優良賃貸住宅制度の概要

1. 目的

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う。〔地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号）〕

2. 制度概要

① 整備（建設、改良等）に対する国の助成

○ 地方公共団体が事業主体に助成する費用（住宅の整備費の1/6等）の概ね45%について、社会資本整備総合交付金により助成を行う。

○ 以下に掲げる者のうち、収入分位が原則として70%（月収38.7万円）以下の者を入居対象とする。

- ・高齢者世帯 ・障害者等世帯
- ・子育て世帯 ・新婚世帯
- ・地域住宅計画に掲げる者（地方公共団体の裁量で定めることが可能）

② 家賃低廉化に対する国の助成

○ 以下の者が入居する地域優良賃貸住宅を対象として、地方公共団体が事業主体に対して行う家賃低廉化のための助成に係る費用（上限：1世帯当たり4万円/月）の概ね45%について、社会資本整備総合交付金等により助成を行う。

- i) 収入分位 0～40%（月収 214,000円以下）である以下の世帯
 - ・高齢者世帯 ・障害者等世帯
 - ・小学校卒業前の子どもがいる世帯 等
- ii) 収入分位 0～25%（月収 158,000円以下）の世帯

3. 整備実績（平成25年度末時点）

一般型（特優賃等） …… 131,297戸
 高齢者型（高優賃等） …… 39,088戸

※ 地域優良賃貸住宅は、平成22年度以前においては、入居者の属性に応じて、それぞれ「一般型」と「高齢者型」として運用されてきたため、上記の実績値は従前の分類に従って計上している。



住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の創設

○住宅に困窮している低所得の高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保に向け、居住支援協議会等との連携や適切な管理の下で、空き家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援する。

補助の要件

<入居対象者>

- ・収入分位25%以下*の高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯であって、現に住宅に困窮している（狭小な住宅に居住等）世帯

*居住支援協議会等が認める場合には、地方公共団体が条例で定める高齢者、障害者、子育て世帯向けの公営住宅の入居収入基準以下にできる

<住宅要件>

- ・住戸の床面積は原則として25㎡以上
- ・住宅設備を有すること（台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室）
- ・現行の耐震基準に適合していること
- ・一定のバリアフリー化がなされていること

<家賃>

- ・公営住宅の家賃に準じたもの

対象工事

- ・バリアフリー改修工事
- ・耐震改修工事
- ・共同居住のための改修工事
- ・入居対象者の居住の安定確保を図るため居住支援協議会等が必要と認める改修工事
（例：設備の改善・更新、断熱改修、防音性・遮音性の強化 等）

補助率・補助限度額

○補助率：1/3

○事業主体：民間事業者等

○補助限度額：50万円/戸

（共同居住用住居に用途変更する場合、100万円/戸）

居住支援協議会等との連携

<各地域における整備量の設定>

- ・住宅確保要配慮者のニーズを把握し、住宅整備量の上限を把握。

<住宅情報の登録>

- ・事業の実施意向のある住宅オーナー等に周知を実施。
- ・住宅情報の登録を実施。

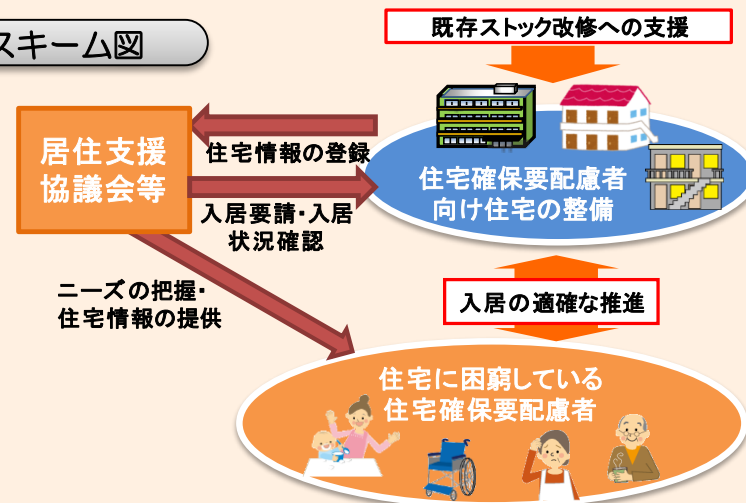
<住宅情報の提供>

- ・入居対象者に対する登録住宅の情報提供を実施。

<入居状況の確認>

- ・毎年度、居住支援協議会等において、入居状況を確認。

スキーム図



居住支援協議会の概要

○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、居住支援協議会（※）を設立。住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

（※）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会

○ 概要

（1）設立状況

50協議会が設立（H27.9.4時点）[39都道府県・11区市]

○都道府県

- ・北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

○区市

- ・山形県鶴岡市、江東区、豊島区、板橋区、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

（2）居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置、サポート店の設置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催 等

（3）支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

- ・予算額：H27年度 重層的住宅セーフティネット構築支援事業（2.3億円）の内数



公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用したセーフティネットの構築

これまでに委員からいただいた主な意見

公的賃貸住宅 + 民間賃貸住宅

- 既存施設を活用して、困窮者に対する住まいの提供や子育て世代・高齢者問わず気軽に行ける街の居場所を作ることが必要
- 高齢者が首都圏で急増し、キャパシティが足りなくなる部分については、既存のストックを利用していくことが必要

公的賃貸住宅

- URや公営団地は高齢者が多く住んでおり、断熱といった質の向上を図ることが必要

民間賃貸住宅

- 要支援者に対して、公営住宅だけではなく、民間の賃貸住宅の活用もしていくべき
- 若者が子どもを産み育てられるような質の高い民間賃貸住宅が必要
- 居住支援協議会の強化をしていくべきではないか。また、活動状況のデータを出していくべき

その他

- ひとり親家庭や外国籍の方々について、本計画でどのように位置づけていくのか
- 自然災害等からの安全確保のため、公共施設の開放の検討が必要
- セーフティネットの対象となる人がどれだけいて、今後どう推移するのかデータで示すべき

論点

- 低額所得者や特に首都圏を中心に急増する高齢者等の住宅確保要配慮者の状況を踏まえ、公的賃貸住宅の建替え、長寿命化、維持管理を適切に進めるとともに、民間賃貸住宅も活用して、居住の安定に必要な住宅セーフティネットを適切に構築していくためには、どのような取組みが必要か。**

考えられる方向性

- 現状、公営住宅の入居倍率は依然高水準である。また、公営住宅の整備戸数の大半は老朽ストックの建替えであり、総戸数については概ね横ばいである。建替え、長寿命化、維持管理を引き続き適切に行って、必要な戸数を維持することが必要。
- 家賃負担が困難な世帯（特に高齢者や子育て世帯）に対し、公的賃貸住宅ストックの活用が必要。
- 公的賃貸住宅ストックの長寿命化を引き続き推進することが必要。（大規模な改修だけでなく、既存ストックを効率的に活用する観点から、つまづきやヒートショックの防止など、自立高齢者等の健康状態の悪化防止を図り、健康寿命を延ばすために必要な程度の小規模な改修も進める必要）
- 民間賃貸住宅を活用し、居住支援協議会等との連携により、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図っていくことが必要。
- 少子高齢化を踏まえ、街なかにおいて子育て家庭や高齢者等がいきいきと生活し活動できる住環境を実現するため、地域包括ケアとコンパクトなまちづくりを一体的に推進していくことが必要。
- 単身高齢者や要介護高齢者の急増が見込まれる中で、可能な限り、住み慣れた地域で医療・介護サービスを受けながら安心して暮らすことができる住環境を実現することが必要。・単身高齢者世帯：2015年 601万世帯 → 2025年 762万世帯（推計）